

平成28年度

福島県の避難者支援事業一覧



福島県

(平成28年5月)

目 次

| 項 目 | ページ | 県 内 | 県 外 |
|---|-----|--------|--------|
| 1 住まいの支援 | | | |
| ○借上げ住宅の提供 | 1 | | |
| ① 借上げ住宅（民間賃貸住宅）の提供 | 1 | ○ | |
| ② 入退去管理の支援 | 1 | ○ | |
| ○仮設住宅の提供 | 1 | | |
| ① 仮設住宅利便性向上（バリアフリー対策等）の支援 | 1 | ○ | |
| ② 快適性保持のための修繕 | 2 | ○ | |
| ③ 共同施設の維持管理支援 | 2 | ○ | |
| ○復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援 | 3 | | |
| ① 復興公営住宅の整備 | 3 | ○ | |
| ② 福島県空き家・ふるさと復興支援事業 | 3 | ○ | |
| ③ ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 | 4 | ○ | |
| ④ 福島県地域型復興住宅マッチングサポート制度 | 4 | ○ | |
| ⑤ 福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業 | 5 | ○ | |
| ⑥ 被災者生活再建支援制度 | 6 | ○ | ○ |
| ⑦ ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業 （ふるさと住宅移転支援事業） | 7 | ○ | ○ |
| ⑧ ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業 （民間賃貸住宅家賃補助事業） | 8 | ○ | ○ |
| 2 仕事のこと | | | |
| ○経営・事業継続の支援（商工業） | 9 | | |
| ① ふくしま復興特別資金 | 9 | ○ | |
| ② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 | 9 | ○ | |

| | | | |
|--|-----------|---|---|
| ③ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援事業 | 10 | ○ | |
| ④ 中小企業等復旧・復興支援事業 | 10 | ○ | |
| ⑤ 空き工場等の紹介 | 10 | ○ | ○ |
| ⑥ 被災中小企業施設・設備整備支援事業 | 11 | ○ | |
| ⑦ 特定地域中小企業特別資金 | 11 | ○ | |
| ⑧ 避難事業者等支援拠点 | 12 | ○ | |
| ⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の 再建の支援事業 | 12 | ○ | ○ |
| ○経営・事業継続の支援（農林水産業） | 13 | | |
| ① 避難農業者一時就農等支援事業 | 13 | ○ | ○ |
| ② 福島県営農再開支援事業 | 13~15 | ○ | |
| ③ 農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金) | 15 | ○ | |
| ④ 農家経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対策資金） | 15 | ○ | |
| ⑤ ふくしま園芸産地復興新生事業 | 16 | ○ | |
| ⑥ 肉用牛生産力再生推進事業 | 17 | ○ | |
| ⑦ ふくしまの畜産産地再生支援事業 | 17 | ○ | ○ |
| ⑧ 酪農復興緊急対策事業 | 18 | ○ | |
| ⑨ 東日本大震災漁業経営対策特別資金 | 18 | ○ | |
| ⑩ 農業経営体活性化支援事業 | 19 | ○ | |
| ⑪ 耕作放棄地再生利用緊急対策（被災者支援型） | 20 | ○ | ○ |
| ⑫ 農家の意向把握（出張営農相談等） | 21 | ○ | |
| ○雇用・就労支援 | 22 | | |
| ① 就職支援 | 22 | ○ | ○ |
| ② 離職者等対象の職業訓練の実施 | 23 | ○ | ○ |

| | | | |
|---|-----------|---|---|
| ③ 職業訓練手当の支給 | 23 | ○ | ○ |
| ④ 復興雇用支援事業 | 23 | ○ | ○ |
| ⑤ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業、起業、内職等に係る相談) | 24 | ○ | ○ |
| ⑥ 県外からの福祉・介護人材確保支援事業 | 25 | | ○ |
| ⑦ ナースセンター事業 | 26 | ○ | ○ |
| 3 暮らしの支援 | | | |
| ○生活支援 | 27 | | |
| ① 避難者見守り活動支援事業 (被災者見守り・相談支援事業) | 27 | ○ | |
| ② 生活福祉資金の貸付 | 28 | ○ | ○ |
| ③ 生活保護法による支援 | 29 | ○ | ○ |
| ④ 福島県勤労者支援融資制度 | 30 | ○ | ○ |
| ○コミュニティ形成 | 31 | | |
| ① 生活拠点コミュニティ形成事業 | 31 | ○ | |
| ② 絆づくり応援事業 | 31 | ○ | |
| ③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○避難者支援団体への補助を通じた県外避難者支援 | 32 | | ○ |
| ④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○県外への復興支援員の設置 | 33 | | ○ |
| ⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○全国的な避難者支援ネットワークを活用した支援 | 34 | | ○ |

| | | | |
|---|----|---|---|
| ⑥ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○避難者相談案内窓口の開設 | 35 | | ○ |
| ⑦ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○生活再建支援拠点の設置 | 36 | | ○ |
| ⑧ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県内避難者・帰還者支援事業) | 36 | ○ | |
| ⑨ 地域創生総合支援事業(サポート事業) | 37 | ○ | ○ |
| ⑩ ふるさと・きずな維持・再生支援事業 | 37 | ○ | ○ |
| ⑪ NPO強化を通じた若者定着・地域活性化事業 (NPO強化マネジメントサポート事業) | 38 | ○ | |
| ○情報提供 | 39 | | |
| ① ふるさとふくしま情報提供事業(広報誌送付事業) | 39 | ○ | ○ |
| ② ふるさとふくしま情報提供事業(地元紙提供事業) | 39 | | ○ |
| ③ ふるさとふくしま情報提供事業(地域情報紙発行事業) | 40 | ○ | ○ |
| ④ 帰還支援アプリ | 41 | ○ | ○ |
| ○治安対策 | 42 | | |
| ① 防犯教室、防犯講話の開催 | 42 | ○ | |
| ② 防犯ボランティア活動開始に向けた支援 | 42 | ○ | |
| ③ 仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理 | 43 | ○ | |
| ○交通安全対策 | 44 | | |
| ① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導 | 44 | ○ | |

| | | | |
|--|----|---|---|
| ○交通手段の確保 | 45 | | |
| ① 市町村生活交通対策事業 | 45 | ○ | |
| ② 地域公共交通確保維持改善事業（調査事業） | 45 | ○ | |
| ○移動支援 | 46 | | |
| ① 母子避難者等高速道路無料化支援事業 | 46 | ○ | ○ |
| ② 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置 | 46 | ○ | ○ |
| ③ 原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置 | 47 | ○ | ○ |
| 4 心と体に関すること | | | |
| ○心のケア | 48 | | |
| ① 被災者の心のケア事業 | 48 | ○ | ○ |
| ② ひきこもり支援センター事業 | 48 | ○ | ○ |
| ③ 子どもの心のケア事業 | 49 | ○ | ○ |
| ④ 青少年総合相談センター事業 | 49 | ○ | ○ |
| ⑤ ユースプレイス自立支援事業 | 50 | ○ | |
| ⑥ 女性のための相談事業 | 50 | ○ | ○ |
| ⑦ 女性の悩み相談事業 | 51 | ○ | ○ |
| ⑧ 県男女共生センター相談事業 （生活全般、法律関係、健康関係に係る相談） | 52 | ○ | ○ |
| ○健康管理 | 53 | | |
| ① 被災者健康サポート事業 | 53 | ○ | ○ |
| ② 県民健康調査事業 | 54 | ○ | ○ |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------|---|---|
| ③ 福島県避難者検診体制整備事業 | 55 | ○ | |
| ○高齢者・障がい者支援 | 56 | | |
| ① 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 | 56 | ○ | ○ |
| ② ふくしまから はじめよう。高齢者社会参加活動支援事業 | 57 | ○ | |
| ③ 仮設住宅等における生活機能支援事業 | 58 | ○ | |
| ○医療支援 | 59 | | |
| ① 警戒区域等医療施設再開支援事業 | 59 | ○ | |
| 5 子育て・教育に関すること | | | |
| ○子育て支援 | 60 | | |
| ① 母子の健康支援事業 | 60 | ○ | ○ |
| ② 子ども健やか訪問事業 | 60 | ○ | |
| ③ 児童の養育相談 | 61 | ○ | ○ |
| ④ 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業 | 61 | ○ | |
| ⑤ ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業 | 62 | ○ | ○ |
| ⑥ ふくしまから はじめよう。 元気なふくしまっ子食環境整備事業 | 63 | ○ | |
| ○教育支援（奨学金・就学支援など） | 64 | | |
| ① 東日本大震災子ども支援基金給付事業 | 64 | ○ | ○ |
| ② 被災幼児就園支援事業 | 65 | ○ | |
| ③ 被災児童生徒就学事業 | 66 | ○ | |
| ④ 私立学校の被災児童・生徒等に対する就学（園）支援 | 66 | ○ | |
| ⑤ 高校等奨学資金貸付事業 (福島県奨学資金震災特例採用) | 67 | ○ | |

| | | | |
|-------------------------|-----------|---|---|
| ⑥ 高等学校通学費支援事業 | 67 | ○ | |
| ⑦ 介護福祉士等修学資金貸付事業 | 68 | ○ | ○ |
| 6 税金のこと | | | |
| ○税金の減免等 | 69 | | |
| ① 法人県民税 | 69 | ○ | |
| ② 個人事業税 | 70 | ○ | |
| ③ 不動産取得税 | 71 | ○ | |
| ④ 自動車税・自動車取得税 | 72 | ○ | |
| ⑤ 軽油引取税 | 73 | ○ | |
| ⑥ 復興産業集積区域に係る県税の課税免除 | 73 | ○ | |
| ⑦ 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除 | 74 | ○ | |
| ⑧ 県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長 | 75 | ○ | |
| 各種相談窓口 | 76 | | |

1 住まいの支援

○借上げ住宅の提供

① 借上げ住宅（民間賃貸住宅）の提供

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対象者 | 県内の借上げ住宅に入居する避難者 | | |
| 予算額 | 10,074,693千円 | | |
| 事業の内容 | 県が民間賃貸住宅の貸主と賃貸借契約を締結し、避難者に借上げ住宅を提供しています。 | | |
| 申請方法等 | — | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当) | 電話番号 | 024-521-5764 |

② 入退去管理の支援

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対象者 | 県内の借上げ住宅に入居する避難者 | | |
| 予算額 | 135,141千円 | | |
| 事業の内容 | 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、一部新規入居等の円滑な事務手続きを行います。 | | |
| 申請方法等 | 市町村へ申請書等を提出してください。 | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当) | 電話番号 | 024-521-5764 |

○仮設住宅の提供

① 仮設住宅利便性向上（バリアフリー対策等）の支援

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 対象者 | 仮設住宅の入居者 | | |
| 予算額 | 2,389,583千円 | | |
| 事業の内容 | 入居者からの要望を受けて、手摺り、スロープ設置、構内舗装等を行い、仮設住宅の利便性を向上させます。 | | |
| 申請方法等 | 市町村へ電話・メールにより申し出てください。 | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当) | 電話番号 | 024-521-8187 |

1 住まいの支援

| ② 快適性保持のための修繕 | | | |
|---------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 仮設住宅の入居者 | | |
| 予算額 | 424,180千円 | | |
| 事業の内容 | 入居者の故意、過失でない仮設住宅の不具合が発生した場合、迅速かつ適切に修繕するため、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを県が設置して対応しています。 | | |
| 申請方法等 | 市町村へ電話・メールにより申し出てください。 | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当) | 電話番号 | 024-521-8187 |

| ③ 共同施設の維持管理支援 | | | |
|---------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 仮設住宅を管理している市町村 | | |
| 予算額 | 575,286千円 | | |
| 事業の内容 | 市町村が負担する外灯・浄化槽等の電気代、集会所の光熱水費、浄化槽等の法定点検費用や会津地方の団地内における除雪費を県が補助します。 | | |
| 申請方法等 | - | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当) | 電話番号 | 024-521-8187 |

○復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援

| ① 復興公営住宅の整備 | | | |
|-------------|---|------|--------------------------------|
| 対象者 | 原子力災害による避難者 | | |
| 事業等の名称 | 復興公営住宅整備促進事業 | | |
| 予算額 | 62,340,153千円 | | |
| 事業の内容 | 原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者に対し、早期に恒久住宅を提供するため、平成25年12月に策定した福島県第二次復興公営住宅整備計画に基づき、県自らが復興公営住宅を整備するとともに、県が自治体の要請に応じて復興公営住宅を代行で整備します。 | | |
| 申請方法等 | 入居に関しては、復興公営住宅入居支援センターに御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | ①復興公営住宅入居支援センター ②土木部建築住宅課 (復興住宅担当) | 電話番号 | ①024-522-3320 ②024-521-8049 |

| ② 福島県空き家・ふるさと復興支援事業 | | | |
|---------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 空き家を購入又は賃借して改修を行う被災者等 | | |
| 予算額 | 105,300千円 | | |
| 事業の内容 | 被災者の住宅再建や定住人口の確保、空き家問題の改善等を促進するため、被災者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等を支援します。 【補助額】 1 リフォーム：工事費の2分の1（最大150万円） 2 ハウスクリーニング等：最大40万円 | | |
| 申請方法等 | 空き家の所在地を管轄する県建設事務所に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築指導課 (民間建築担当) | 電話番号 | 024-521-7528 |

1 住まいの支援

| ③ ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 | | | |
|--------------------------|--|------|--------------------------------|
| 対 象 者 | 住宅の建設等を行う建築主 | | |
| 予 算 額 | 41,600千円 | | |
| 事業の内容 | 県産木材を使用して木造住宅の建設等（新築・増改築・購入）を行う建築主に県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付します。 【交付ポイント数】 ※1ポイント＝1円相当 1 一般向け 20万ポイント 2 被災者、避難者向け 30万ポイント | | |
| 申請方法等 | 福島県木材協同組合連合会にお申し込みください。（郵送・持参） | | |
| 問い合わせ先 | ①福島県木材協同組合連合会 ②土木部建築指導課 （民間建築担当） | 電話番号 | ①024-523-3307 ②024-521-7528 |

| ④ 福島県地域型復興住宅マッチングサポート制度 | | | |
|-------------------------|---|------|--------------------------------|
| 対 象 者 | 住宅再建を検討している避難者等 | | |
| 予 算 額 | 7,300千円 | | |
| 事業の内容 | 被災者の住宅再建に向けて、住宅の改修や建て替えを希望する避難者等には被災地等で不足している工務店・設計者を、宅地を探している避難者等には不動産業者等を紹介します。 | | |
| 申請方法等 | 福島県地域型復興住宅推進協議会に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | ①福島県地域型復興住宅推進協議会 ②土木部建築指導課 （民間建築担当） | 電話番号 | ①024-521-4033 ②024-521-7528 |

1 住まいの支援

| ⑤ 福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業 | | | |
|--------------------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 既存住宅ローンのある住宅に半壊以上の被害を受け、住宅の新築・購入又は修理のため、新たな住宅ローンを組む被災者 | | |
| 予 算 額 | 30,374千円 | | |
| 事業の内容 | 上記対象者に既存住宅ローンの5年分の利子相当額（最大140万円）を補助します。 | | |
| 申請方法等 | 新規住宅ローンを申し込む金融機関に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 土木部建築指導課 （民間借上げ住宅担当） | 電話番号 | 024-521-5764 |

1 住まいの支援

| ⑥ 被災者生活再建支援制度 | | | |
|---------------|---|------|---|
| 対象者 | ○地震、津波により居住していた住宅が全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯 ○地震、津波により居住していた住宅が半壊の被害を受け、その住宅をやむを得ず解体した世帯 | | |
| 予算額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する。 〈支給額〉 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金（被害の程度により支給）最大 100 万円 ・加算支援金（住宅の再建方法により支給）最大 200 万円 〈申請期間〉 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金（平成 29 年 4 月 10 日まで） ・加算支援金（平成 30 年 4 月 10 日まで） | | |
| 申請方法等 | 申請書に必要な書類を添付して被災の際に居住していた各市町村窓口で申請。 〈必要書類〉 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金支給申請書 ・住民票（被災当時の居住状況が確認できるもの） ・罹災証明書 ・預金通帳の写し ・契約書の写し ・その他必要書類 | | |
| 問い合わせ先 | 被災の際に居住していた各市町村 | 電話番号 | — |

1 住まいの支援

| ⑦ ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業 (ふるさと住宅移転支援事業) | | | |
|---|---|----------|------------------------------|
| 対 象 者 | 避難指示区域外から避難しており、県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯 | | |
| 予 算 額 | 376,000 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災により、応急仮設住宅等に入居していた上記対象世帯が、自宅等へ移転をした場合に要した費用について、補助金を交付します。</p> <p>○ 市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯や避難指示区域（平成27年10月1日現在）からの避難世帯等については対象外となります。</p> <p>※応急仮設住宅等・・・建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅</p> <p>※自 宅 等・・・避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅（地震・津波被災者向け）、その他公営住宅等</p> <p>【補助額】 ※（ ）内は単身世帯の額 県外からの移転 10万円（5万円） 県内からの移転 5万円（3万円）</p> <p>【対象事業】 平成29年3月31日までに完了する移転 ※事業開始前（平成27年12月6日まで）に既に移転が完了している世帯の申請受付につきましては、平成28年3月31日をもって終了しております。</p> | | |
| 申請方法等 | 申請書類や詳しい申請方法等については、福島県避難者支援課ホームページをご覧ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 被災者のくらし再建相談ダイヤル 避難地域復興局避難者支援課 | 電話 番号 | 0120-303-059 024-523-4250 |

1 住まいの支援

| ⑧ ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業 (民間賃貸住宅家賃支補助事業) | | | |
|--|---|------|--------------|
| 対 象 者 | <p>応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯(※)。</p> <p>(※)【対象外となる世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償(住宅確保損害)の対象世帯など、他制度による支援が受けられる世帯 ・ 県内避難者については、避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯以外の世帯 <p>【収入要件】</p> <p>世帯全体の所得－(38万円×同居者数)÷12月 ≤158,000円 ただし、母子避難などの二重生活世帯は、「世帯全体の所得」を1/2として取扱う。</p> | | |
| 予 算 額 | 247,000千円 | | |
| 事業の内容 | <p>1 補助対象期間(予定)</p> <p>平成29年4月から平成31年3月まで。 ただし、応急仮設住宅からの円滑な移行のため、要件を満たす世帯は3ヶ月前倒しし、平成29年1月から補助対象とする。</p> <p>2 補助内容(=次の(1)+(2))</p> <p>(1) 家賃補助 1年目(平成29年1月から平成30年3月まで) 家賃の1/2(上限 月3万円) 2年目(平成30年4月から平成31年3月まで) 家賃の1/3(上限 月2万円)</p> <p>(2) 初期費用 10万円(定額)</p> <p>3 募集期間 詳細が決まり次第、お知らせします。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局生活拠点課 | 電話番号 | 024-521-8306 |

2 仕事のこと

○経営・事業継続の支援（商工業）

① ふくしま復興特別資金

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 対象者 | 東日本大震災により事業活動に影響を受けた県内の中小企業者 | | |
| 融資枠 | 50,000,000千円 | | |
| 事業の内容 | <p>上記対象者に運転資金・設備資金を融資します。</p> <p>※責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。</p> <p>・ 融資限度 8,000万円 ・ 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）</p> | | |
| 申請方法等 | 福島県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）にお申込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部経営金融課 | 電話番号 | 024-521-7291 |

② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対象者 | 事業者 | | |
| 予算額 | 24,400,000千円 | | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効果的に促進するため、復興をリードする地域経済の中核的な中小企業等グループが復興事業計画を策定し、県の認定を受けた場合に、施設・設備、修繕等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>【一般枠 被災三県（福島、宮城、岩手）共通】 対象者 津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者</p> <p>【特別枠 福島県のみ適用】 対象者 警戒区域等が見直された地域に帰還（区域内の移転含む。）して、事業を再開する事業者</p> | | |
| 申請方法等 | <p>公募スケジュール（年2回）</p> <p>① 平成28年4月28日～6月17日</p> <p>② 平成28年9月上旬（募集期間は1か月半程度）</p> <p>詳しくは下記問い合わせ先に御相談ください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部経営金融課 | 電話番号 | 024-521-8653 |

2 仕事のこと

③ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 震災時に被災12市町村で事業を行っていた中小事業者 | | |
| 予 算 額 | 2,209,231千円 | | |
| 事業の内容 | <p>被災12市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物する場など、まち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災12市町村内で事業再開（転業再開を含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 補助率：3/4 震災後休業していた事業者で、被災12市町村外（県外を含む）にて事業再開（転業再開を含む）する場合 補助率：1/3 <p>補助対象経費限度額 原則1,000万円</p> | | |
| 申請方法等 | <p>県に郵送により申請します。</p> <p>公募スケジュール（年4回） 第1次公募：4月22日（金）～5月31日（火） 以降12月末まで3回公募する予定です。 詳しくは問い合わせ先にご相談ください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部経営金融課分室 | 電話番号 | 024-522-7561 |

④ 中小企業等復旧・復興支援事業

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により事業用建物が半壊以上の被害を受けた中小企業等 原子力発電所事故による避難解除等区域に事業所があった中小企業等 | | |
| 予 算 額 | 481,986千円 | | |
| 事業の内容 | <p>上記対象者に、事業再開に必要な経費（事業用建物の購入・修繕等の費用や仮操業中の空き工場・店舗等の借上費用など）の一部を補助します。</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部企業立地課 | 電話番号 | 024-521-7280 |

⑤ 空き工場等の紹介

| | | | |
|--------|--------------------------------|------|--------------|
| 対 象 者 | 事業再開に向けて県内での移転先を探している事業者 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | 上記対象者に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供します。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部企業立地課 | 電話番号 | 024-521-7916 |

2 仕事のこと

| ⑥ 被災中小企業施設・設備整備支援事業 | | | |
|---------------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 以下のいずれかに該当する方 ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者 ④津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）の交付決定を受けた補助事業者（被災中小企業者分に相当する範囲に限る） | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子で融資します。 ・融資期間 20年以内（うち据置5年以内） | | |
| 申請方法等 | （公財）福島県産業振興センターにお申し込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | （公財）福島県産業振興センター | 電話番号 | 024-525-4075 |

| ⑦ 特定地域中小企業特別資金 | | | |
|----------------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 原子力災害による避難解除区域等（下記③は被災12市町村）に事業所を有し、県内の移転先又は避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する中小企業 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | 上記対象者に対し、以下により必要な資金を無利子で融資します。 ① 県内へ移転し事業再開・継続（A資金） ② 解除地域等で事業再開・継続（B資金） ③ 事業再開等補助金により県内又は県外で事業再開・展開（C資金） ・融資限度 ①、②は各3,000万円 ③は補助事業上限額×1.2－補助金額 ・融資期間 20年以内（うち据置5年以内） | | |
| 申請方法等 | 県内の商工会議所、商工会又は（公財）福島県産業振興センターにお申し込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | （公財）福島県産業振興センター | 電話番号 | 024-525-4019 |

2 仕事のこと

| ⑧ 避難事業者等支援拠点 | | | |
|--------------|---|------|-------------------------|
| 対 象 者 | 原子力災害により避難を余儀なくされ、避難場所で事業を再開または再開しようとする事業者 | | |
| 事業の内容 | 【県内】 経営支援の経験豊富なコーディネーターが上記対象者を訪問し、経営課題の解決に向けさまざまな御相談に応じます。お気軽に御利用ください。 | | |
| 申請方法等 | (公財)福島県産業振興センター郡山事務所「避難事業者等支援拠点」 にお問い合わせください。 (所在地：郡山市清水台 1-3-8 郡山商工会議所会館 4階) | | |
| 問い合わせ先 | (公財)福島県産業振興センター 郡山事務所 (避難事業者等支援 拠点) | 電話番号 | 0 2 4 - 9 5 4 - 4 1 6 2 |

| ⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の再建の支援事業 | | | |
|------------------------------------|--|------|-------------------------|
| 対 象 者 | 避難指示等の対象である12市町村において、当時事業を営まれていた事業者 | | |
| 事業の内容 | 事業者の皆さまへの個別訪問等により、事業の方向性のご意向やご要望に関するお話を伺います。 その上で、事業再建計画の策定支援、国や県等の支援策の紹介、生活再建に向けた支援等を個別に実施してまいります。 | | |
| 申請方法等 | 福島相双復興官民合同チームにお気軽にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 福島相双復興官民合同チーム | 電話番号 | 0 2 4 - 5 0 2 - 1 1 1 7 |

○経営・事業継続の支援（農林水産業）

| ① 避難農業者一時就農等支援事業 | | | |
|------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 震災等により避難している被災農業者（避難元市町村を通じて補助） | | |
| 予算額 | 25,800千円 | | |
| 事業の内容 | <p>上記対象者が、県内の避難先において一時就農しようとする際に、経営開始に必要な資金を補助します。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 100万円／経営体 （畜産経営を開始する場合150万円／経営体） ・使途 種苗費、肥料費、農薬費等 （機械・施設等はリース経費を支援） | | |
| 申請方法等 | 避難元市町村（震災まで住んでいた市町村）、各農林事務所、農業担い手課に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部農業担い手課 | 電話番号 | 024-521-7381 |

| ② 福島県営農再開支援事業 | |
|---------------|---|
| 対象者 | 市町村、農業協同組合、農業者団体 |
| 予算額 | 7,186,421千円 |
| 事業の内容 | <p>原子力発電所事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等における営農再開に向けた一連の取組を支援します。</p> <p>【主な支援内容】※県事業実施主体分を除く</p> <p>1 避難区域等*を対象とした支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 除染後農地等の保全管理 営農再開までの農地等における除草等の保全管理等に対する支援 (2) 鳥獣被害防止緊急対策 被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組に対する支援 (3) 営農再開に向けた作付実証 基準値を下回る農作物生産ができることを確認するための作付実証に対する支援 (4) 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 営農再開するまでの間、一時的に行う管理耕作に対する支援 (5) 放射性物質の交差汚染防止対策 放射性物質に汚染された籾すり機等による米の汚染を防止する取組を支援 (6) 新たな農業への転換支援 土地利用作物における大区画化、組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培・品目への転換等の取組を支援 |

| |
|---|
| <p>(7) 水稲の作付再開支援 次年度に作付再開が見込まれる水田における耕盤再形成や再均平化のための代かき等の取組を支援</p> <p>2 県全体を対象とした支援</p> <p>(1) 放射性物質の吸収抑制対策 吸収抑制資材の施用などの取組を支援</p> <p>(2) 吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備</p> <p>3 特認事業</p> <p>(1) 営農再開に向けた復興組合支援（避難区域等） 復興組合等が営農再開支援事業を実施する際に必要な経費を支援</p> <p>(2) 稲作生産環境再生対策（避難区域等又は県内全域） 作付再開水田における畦畔等の修復、追加的に必要となった雑草等防除、避難区域以外の地域における交差汚染防止対策などの取組を支援</p> <p>(3) 斑点米対策（避難区域等） カメムシ類による斑点米の被害に対して、品質向上を図るための機器のリース経費を支援</p> <p>(4) 作付再開水田の漏水対策（避難区域等） 作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援</p> <p>(5) 南相馬市における米の放射性物質吸収抑制対策（南相馬市） 放射性セシウムを固定する効果のあるゼオライトの施用を支援</p> <p>(6) 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策（避難区域等） 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援</p> <p>(7) 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援（避難区域等） 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援</p> <p>(8) 「タラノメ」生産再開支援（避難区域等） 管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援</p> <p>(9) 営農再開に向けた家畜の飼養実証（避難区域等） 畜産業の再開に向けて、安全な畜産物が生産できることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援</p> <p>(10) 地域営農再開ビジョン策定支援（避難区域等） 営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援</p> <p>・補助率 定額又は1／2以内 ほか</p> <p>* 避難区域等とは、平成25年2月現在における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除</p> |
|---|

2 仕事のこと

| | | | |
|--------|-----------------------|------|--------------|
| | 除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。 | | |
| 申請方法等 | 各農林事務所、農林企画課へ御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部農林企画課 | 電話番号 | 024-521-7319 |

③ 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対象者 | 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により農業経営に影響を受けている農業者等 | | |
| 予算額 | 45,185千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額）） 上記対象者に資金を融通します。 | | |
| 事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ① 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）〔営農継続資金〕 ② 原発事故の影響により、福島県内において営農再開する避難農業者等及び作付制限区域等において作付再開する農業者等が必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金〔営農再開資金〕 ・貸付限度額 個人1,000万円、法人・団体1,200万円 ・貸付利率 0.2%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、県酪農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（福島、二本松、郡山、須賀川、会津）</p> | | |
| 申請方法等 | 各融資機関にお申込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部農業経済課 | 電話番号 | 024-521-7349 |

④ 農家経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対象者 | 平成23年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者等 | | |
| 予算額 | 45,185千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額）） 上記対象者に資金を融通します。 | | |
| 事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金 ・貸付限度額 500万円 ・貸付利率 0.2%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、県酪農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（福島、二本松、郡山、須賀川、会津）</p> | | |
| 申請方法等 | 各融資機関にお申込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部農業経済課 | 電話番号 | 024-521-7349 |

2 仕事のこと

| ⑤ ふくしま園芸産地復興新生事業 | | |
|------------------|---|--|
| 対 象 者 | 東日本大震災及び福島第一原発事故に伴い甚大な被害を受けた地域の市町村、JA、農業法人、営農集団、認定農業者等 | |
| 予 算 額 | 45,684千円 | |
| 事業の内容 | <p>上記対象者の風評を受けにくい花きや放射性物質の影響を受けない栽培方式、省力化技術の導入など新たな園芸産地のモデル構築に向けた先導的取組の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象 営農再開にまたは規模拡大のために必要な園地、施設及び付帯施設、機械施設の整備、生産資材等 ・ 補助率 1/2 以内（園地整備 10a 当たり 500 千円定額。ただし、果樹棚整備の場合は、10a 当たり 1,200 千円の定額。） | |
| 申請方法等 | 各市町村、各農林事務所、園芸課に御相談ください。 | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部園芸課 県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 いわき農林事務所農業振興普及部 | 電話番号 |
| | | 024-521-7355 024-535-0393 024-575-3181 0243-22-1127 024-935-1307 0247-62-3113 0248-75-2181 0248-23-1555 0242-29-5302 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-62-5253 0244-26-1147 0246-23-6474 0246-24-6160 |

2 仕事のこと

| ⑥ 肉用牛生産力再生推進事業 | |
|-----------------------|---|
| 対 象 者 | 東日本大震災及び原発事故により被災した和牛繁殖農家 |
| 予 算 額 | 11,400千円(総事業費46,400千円のうち、当該2事業分) |
| 事業の内容 | <p>避難先や帰還して経営再開を図るために必要な肉用繁殖雌牛を導入する取組に対して支援します。</p> <p>1 繁殖経営基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、新規施設や借り上げ施設に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(定額：300千円/頭)</p> <p>2 繁殖生産基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(定額：120千円/頭)</p> |
| 申請方法等 | 各農林事務所、畜産課に御相談ください。 |
| 問い合わせ先 | 農林水産部畜産課 電話番号 024-521-7365 |

| ⑦ ふくしまの畜産産地再生支援事業 | |
|--------------------------|--|
| 対 象 者 | 1 経営再開の意向を持つ畜産農家 2 経営を中止した、又は新たに経営を開始する企業等 |
| 予 算 額 | 1,528千円 |
| 事業の内容 | <p>1 上記対象者1の方に、経営再開や規模拡大に向けた経営コンサルタントや遊休畜舎等の情報を提供します。</p> <p>2 上記対象者2の方に、経営候補地等の情報を提供するとともに、現地検討会等を行います。</p> |
| 申請方法等 | 1 (公社)福島県畜産振興協会に御相談ください。 2 各農林事務所、畜産課に御相談ください。 3 畜産課に御相談ください。 |
| お問い合わせ | 農林水産部畜産課 電話番号 024-521-7366 |

2 仕事のこと

| ⑧ 酪農復興緊急対策事業 | | | |
|--------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 避難指示解除準備区域等において酪農経営の再開に向けた飼養実証をする者 | | |
| 予算額 | 9,288千円（総事業費33,288千円のうち当該事業分） | | |
| 事業の内容 | 避難指示解除準備区域等で営農を再開するために行う飼養実証の取組に対し、初任牛導入の支援をします。 ・補助率 初任牛導入価格の9/10以内 （ただし、上限額516千円/頭） | | |
| 申請方法等 | 各農林事務所、畜産家に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部畜産課 | 電話番号 | 024-521-7365 |

| ⑨ 東日本大震災漁業経営対策特別資金 | | | |
|--------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 東日本大震災及び原発事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者 | | |
| 予算額 | 150,000千円 | | |
| 事業の内容 | 上記対象者に、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。 ・貸付限度額 個人500万円、法人700万円 ・貸付利率 無利子 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） [融資機関] 県信用漁業協同組合連合会 | | |
| 申請方法等 | 県信用漁業協同組合連合会にお申し込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部水産課 | 電話番号 | 024-521-7379 |

2 仕事のこと

| ⑩ 農業経営体活性化支援事業 | | | |
|----------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 震災当時、県内に在職又は居住していた求職者 | | |
| 予 算 額 | 44,589千円（予定） | | |
| 事業の内容 | <p>県と契約を締結した農業経営体が、自身の経営回復・活性化等のための事業を実施するに当たり、農作物や家畜の管理、加工や直売業務等に従事する方を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業内容 : 原子力災害により避難指示のあった市町村内（※）における農作物の栽培管理、家畜の飼養管理、農産加工、農産物販売等 （※）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ・ 雇用期間 : 平成28年度内 ・ 雇用者総人数 : 20人（予定） | | |
| 申請方法等 | 県から受託した農業法人等が、ハローワーク等を通じて募集します。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 | 電話番号 | 024-535-0393 024-935-1310 0244-26-1152 |

2 仕事のこと

| ⑪ 耕作放棄地再生利用緊急対策（被災者支援型） | | | | | | |
|---|---|------------------|--------------|---|---|------------------|
| 対象者 | 東日本大震災の被災農家、被災農家等を雇用している農業生産法人等 | | | | | |
| 予算額 | 143,790千円（国庫） | | | | | |
| 事業の内容 | <p>被災した農家が、福島県を含む避難先などの耕作放棄地を利用して、農業を再開する取組を支援します。</p> <p>【主な支援内容】</p> <p>1 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 35%; vertical-align: middle;">最大 27.5万円/10a</td> </tr> </table> <p>2 施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用施設整備、農業用機械リース、貯蔵施設等の整備に係る経費について、2分の1以内で補助します。</p> <p>3 「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災者の雇用や、作物の栽培実証等の運営業務の委託を行います。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a | } | 最大 27.5万円/10a |
| <ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a | } | 最大 27.5万円/10a | | | | |
| 申請方法等 | <p>随時、募集しています。</p> <p>詳しくは、各市町村の地域耕作放棄対策協議会又は各農林事務所、県農村振興課に御相談ください。</p> <p>また、県外において支援が必要な方は、避難先の都道府県耕作放棄地担当課に相談することも可能です。</p> <p>県耕作放棄地対策協議会のホームページ(http://www.fnkaigi.com/houkiti/houkitilist/p-id334.php)において、県内の耕作放棄地に係る情報提供システムの運用を開始しましたので、併せて御活用ください。</p> | | | | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部農村振興課 | 電話番号 | 024-521-7415 | | | |

2 仕事のこと

| ⑫ 農家の意向把握（出張営農相談等） | | | |
|--------------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 地震・津波被害や原発事故で被災した農家 | | |
| 予 算 額 | 一 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>各農林事務所（農業振興普及部）や各農業普及所では、上記対象者からの営農に関する相談を受け付けています。</p> <p>また、双葉農業普及所では、避難している農家に対し、毎月県内5カ所で相談窓口を設置し、農産物・土壌モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報についての説明のほか、各種資金・事業の紹介などを行っています。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>1 下記問い合わせ先にお問い合わせください。</p> <p>2 双葉農業普及所による出張営農相談</p> <p>(1) 開催場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛尾村役場地域振興課内 ・大熊町役場いわき出張所産業建設課内 ・二本松市平石高田第二工業団地内（浪江町役場二本松事務所） ・郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所（富田町仮設住宅） ・いわき市東田町地内（双葉町役場いわき事務所） <p>(2) 相談対応時間 10:00～12:00</p> <p>(3) その他</p> <p>出張営農相談は、基本的に木曜日または金曜日に上記のいずれかで行っていますが、相談実施場所および実施日の詳細については、双葉農業普及所のブログ (http://blog.goo.ne.jp/futabafukyu) を御覧になるか、電話でお問い合わせください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | | 電話番号 | |
| | 県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 川内普及所 （川内村産業振興課内） いわき農林事務所農業振興普及部 | | 024-535-0452 024-575-3181 0243-22-1127 024-935-1321 0247-62-3113 0248-75-2181 0248-22-1563 0242-29-5307 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-62-5264 0244-26-1151 0240-23-6474 0240-38-3434 0246-24-6161 |

○雇用・就労支援

| ① 就職支援 | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 首都圏から県内への就職希望者及び震災で離職された方で県内就職を希望する方 | | |
| 予 算 額 | 186,315千円 | | |
| 事業の内容 | <p>被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。</p> <p>・ふくしま生活・就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談)</p> <p>郡山事務所：郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 Tel 024-925-0811</p> <p>白河事務所：白河市郭内1 NTT白河ビル1階 Tel 0248-27-0041</p> <p>会津若松事務所：会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 Tel 0242-27-8258</p> <p>南相馬事務所：南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 Tel 0244-23-1239</p> <p>いわき事務所：いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 Tel 0246-25-7131</p> <p>広野事務所：双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらい オフィス2階ハローワーク富岡・広野サテライト内 Tel (調整中)</p> <p>・ふるさと福島就職情報センター(窓口相談)</p> <p>福島窓口：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 Tel 024-525-0047</p> <p>東京窓口：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5階 ふるさと暮らし情報センター内 Tel 03-3214-9009</p> | | |
| 申請方法等 | 巡回就職相談は、地域からの要望等に応じ、市町村と日程を調整しながら実施します。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部雇用労政課 | 電話番号 | 024-521-7290 |

2 仕事のこと

② 離職者等対象の職業訓練の実施

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 離職者等求職者 | | |
| 予 算 額 | 408,429千円 | | |
| 事業の内容 | <p>離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知識を取得するための職業訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等 ・訓練コース 経理事務、介護、建設機械運転 | | |
| 申請方法等 | 県内各公共職業安定所にて御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部産業人材育成課 | 電話番号 | 024-521-7829 |

③ 職業訓練手当の支給

| | | | |
|--------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 被災離職者 | | |
| 予 算 額 | 3,564千円 | | |
| 事業の内容 | <p>震災により離職を余儀なくされた方が、公共職業安定所長の指示を受けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が支給できない方に対して訓練手当を支給します。</p> | | |
| 申請方法等 | 県内各公共職業安定所にてご相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部産業人材育成課 | 電話番号 | 024-521-7829 |

④ 復興雇用支援事業

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 震災により離職を余儀なくされた方など | | |
| 予 算 額 | 11,899,809千円 | | |
| 事業の内容 | <p>雇用創出のための基金等を活用して、県や市町村が直接又は委託により被災求職者を短期的・一時的に雇用します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業施策と一体となった安定的な雇用の創出により被災求職者の雇入経費を助成します。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部雇用労政課 | 電話番号 | 024-521-7290 |

| ⑤ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業、起業、内職等に係る相談) | | |
|---|---|--|
| 対 象 者 | 県民（就職や起業を希望する方、内職を求めている方など） | |
| 予 算 額 | 2,060千円（県委託料の相談事業全体の予算） | |
| 事業の内容 | <p>就職や起業を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受け付けます。</p> <p>【実施場所及び実施日・時間】</p> <p>①郡山相談コーナー （県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山 1-1-1） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>②会津相談コーナー （会津地方振興局 県民環境部内。会津若松市追手町 7-5） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>③いわき相談コーナー （いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本 15） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>④二本松相談コーナー （福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目 196-1） 火、木、金曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p>【相談方法】 電話・面接 【実施主体】 福島県男女共生センター</p> | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御連絡ください。 | |
| 問い合わせ先 | 電話番号 | ①024-927-4030 ②0242-29-5588 ③0246-22-6400 ④0243-23-8307 |

2 仕事のこと

| ⑥ 県外からの福祉・介護人材確保支援事業 | | | |
|----------------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 県外に居住している方で、相双地域等の介護施設等に就職を予定している方 | | |
| 予 算 額 | 96,397千円 | | |
| 事業の内容 | <p>奨学金（研修受講料・就職準備金）を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 （社福）福島県社会福祉協議会 ・貸付額（無利子） <ul style="list-style-type: none"> ① 研修受講料：15万円以内 ② 就職準備金：30万円 ③ 世帯赴任加算等：12.5万円＋世帯人数×5万円 ④ 自動車輸送費用等加算：20万円以内 ・貸付条件等 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護職員初任者研修又は県が定める研修の受講 ② 相双地域等（相双地域、いわき市及び田村市）の介護施設等に勤務 <p>ただし、研修受講料については2年間、就職準備金については1年間、当該施設に勤務した場合に返還を免除します。</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | (社福)福島県社会福祉協議会 人材研修課 | 電話番号 | 024-526-0045 |

2 仕事のこと

| ⑦ ナースセンター事業 | | | |
|-------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 看護資格を持ち、県内への就職を希望している求職者 | | |
| 予 算 額 | 30,940千円 | | |
| 事業の内容 | <p>福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職の方に対し、ナースバンク事業（無料職業紹介事業）を実施しています。</p> <p>就業先を探している看護職の方と、看護職を雇用したい施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行います。</p> <p>また、看護職は離職時等に住所、氏名等の事項をナースセンターに届け出ることが努力義務となっています。</p> <p>その情報をもとに、離職中の看護職の方とつながりを保ち、復職に向けた研修・情報提供など状況に合わせた支援を行います。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>来所、郵送、インターネット（求職：e ナースセンター、離職：とどけるん）いずれかの方法で登録できます。</p> <p>なお、来所の際は、下記問い合わせ先に事前連絡されることをお勧めします。</p> <p>【受付時間】 8：30～16：30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。</p> <p>また、県内ハローワークにおいて巡回就職相談も行っています。</p> <p>詳しくは、福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページを御覧ください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | (公社) 福島県看護協会 | 電話番号 | 024-934-0500 |

3 暮らしの支援

○生活支援

① 避難者見守り活動支援事業

(被災者見守り・相談支援支援事業)

| | | |
|--------|--|-------------------|
| 対 象 者 | 県内の避難者 | |
| 予 算 額 | 1,944,683千円 | |
| 事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要 東日本大震災の被災地及び被災者を受け入れている地域において、生活支援相談員等を配置するなど、被災者等に対する見守りや孤立防止のための相談支援等を実施します。 【事業例】 生活支援相談員配置事業、総合相談支援センター運営事業、被災者支援活動を行う民生児童委員に対する実費負担の補助等 ・ 実施主体 (社福) 福島県社会福祉協議会、NPO 法人、市町村民生児童委員協議会等 ・ 補助額及び補助率 10/10、知事が必要と認めた額 | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部社会福祉課 | 電話番号 024-521-7322 |

| ② 生活福祉資金の貸付 | |
|-------------|---|
| 対 象 者 | 東日本大震災により被災した低所得世帯 (震災により低所得となった世帯を含む) |
| 予 算 額 | － 千円 |
| 事業の内容 | <p>生活福祉資金の貸付は、厚生労働省の要綱に基づき都道府県社会福祉協議会が実施する制度です。</p> <p>東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するため、生活福祉資金貸付制度の一つとして、当面の生活に必要な経費等の貸付を行う「生活復興支援資金」の貸付を行っています。</p> <p>● 生活復興支援資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の種類 <ul style="list-style-type: none"> ア 一時生活支援費 <ul style="list-style-type: none"> 資金の使途：生活の復興の際に必要な当面の生活費 貸付限度額：(単身世帯) 月 15 万円以内 (最大 6 ヶ月以内) (複数世帯) 月 20 万円以内 (最大 6 ヶ月以内) イ 生活再建費 <ul style="list-style-type: none"> 資金の使途：住居の移転費用、家具什器費等 貸付限度額：80 万円以内 ウ 住宅補修費 <ul style="list-style-type: none"> 資金の使途：住宅の補修費用 貸付限度額：250 万円以内 ・ 据置期間 貸付日から 2 年以内 ・ 償還期間 20 年以内 (貸付金額に応じて期間が異なります) ・ 連帯保証人 原則 1 名必要 (連帯保証人がいない場合も申請可能) ・ 貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人を付けられない場合は、年 1.5% の有利子となります。 <p>※ 生活再建費、住宅補修費の貸付の場合は、すでに発注、購入、支払い済みの費用は対象外です。</p> <p>※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付制度に該当する世帯は、原則対象外となります。</p> <p>※ 生活再建するための居所が確定していない場合 (親族・友人・知人宅を転々としている場合など) は貸付対象とならない場合があります。</p> |
| 申請方法等 | <p>・ 借入利用希望者の相談・申請窓口</p> <p>住民票のある (居住が確認できる) 地域の市町村社会福祉協議会へご相談、お申し込みください。</p> <p>避難されている場合は、現在お住まいの仮設住宅や借上げ住宅等が所在する市区町村 (県内外の避難先) の社会福祉協議会へご相談ください。</p> <p>なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市町村社会福祉協議会へご相談ください。</p> <p>各社会福祉協議会の相談・申込受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (土、日、祝日除く)</p> |
| 問い合わせ先 | (社福) 福島県社会福祉協議会 電話番号 024-523-1250 |

3 暮らしの支援

| ③ 生活保護法による支援 | | | |
|--------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 生活に困窮している方 | | |
| 予 算 額 | 2, 975, 542千円 | | |
| 事業の内容 | <p>生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。</p> <p>保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の種類：生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 | | |
| 申請方法等 | お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所（町村部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所）が相談・申請先となります。 | | |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部社会福祉課 | 電話番号 | 024-521-7323 |

3 暮らしの支援

| ④ 福島県勤労者支援融資制度 | | | |
|----------------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 県内に居住又は県内企業に勤務する労働者 | | |
| 予 算 額 | 一 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>勤労者福祉資金融資制度 ※1 使途：災害復旧、医療にかかる臨時応急に必要な資金 育児・介護に必要な費用及び育児・介護休業取得中の生活費 融資限度額：100万円 償還期間：7年以内 貸付利率：1.20%</p> <p>勤労者教育資金融資制度 ※1 使途：教育にかかる臨時応急に必要な資金 融資限度額：300万円 償還期間：10年以内（据置期間：就学予定期間かつ6年以内） 貸付利率：1.50%</p> <p>勤労者生活資金融資制度 ※1 使途：冠婚葬祭にかかる臨時応急に必要な資金 融資限度額：100万円 償還期間：7年以内 貸付利率：2.50%</p> <p>勤労者自動車資金融資制度 ※1 使途：自動車(福祉車両に限る。)等の購入や関連諸費用にかかる必要な資金 融資限度額：200万円 償還期間：7年以内 貸付利率：1.60%</p> <p>求職者緊急支援資金融資制度 ※2 対象者：事業主都合により失業し求職中の方 使途：求職活動中に必要とする生活資金 融資限度額：100万円 償還期間：5年以内 貸付利率：0.85%</p> <p>※1 担保不要、日本労信協保証（保証料別途必要） ※2 担保不要、保証人1名必要、日本労信協保証（保証料別途） その他労働金庫及び保証機関の基準を満たすことが必要です。</p> | | |
| 申し込み方法 | 東北労働金庫 福島県内各支店へお申し込みください。 TEL 0120-1919-62 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部雇用労政課 | 電話番号 | 024-521-7289 |

○コミュニティ形成

| ① 生活拠点コミュニティ形成事業 | | | |
|------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 避難者 | | |
| 予算額 | 256,936千円 | | |
| 事業の内容 | <p>長期避難を余儀なくされている避難者の方々のコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者や周辺の避難者、受入自治体住民とのコミュニティづくりを支援する交流員を配置します。</p> <p>復興公営住宅を拠点に、コミュニティスペースを活用した交流活動の実施やイベントの企画・開催、コミュニティ情報の発信、サロン支援、訪問活動などを通じて交流の拡大を図っていきます。</p> | | |
| 申請方法等 | 詳細の交流活動やイベントの実施状況については、担当部署にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局生活拠点課 | 電話番号 | 024-521-8617 |

| ② 絆づくり応援事業 | | | |
|------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 県内在住の被災求職者 | | |
| 予算額 | 437,038千円 | | |
| 事業の内容 | <p>本事業は、当課が各市町村から支援要請を受け、委託先の就職支援会社等を通して被災求職者を雇用し、配置するもので、人件費は福島県緊急雇用創出事業で全額負担します。</p> <p>仮設住宅の運営等の被災者の生活に関わる支援や原子力災害の事故等から復興していくために必要とされる支援などの業務について従事します。</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御連絡ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 商工労働部雇用労政課 | 電話番号 | 024-521-7290 |

3 暮らしの支援

| | | | |
|--|---|------|--------------|
| ③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○避難者支援団体への補助を通じた県外避難者支援 | | | |
| 対 象 者 | 県外の避難者支援団体等 | | |
| 予 算 額 | 285,300千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○概要 県外で避難者に対する相談、見守り、交流の場の提供などの支援事業を行う県外の団体に対し、その経費を助成します。 平成28年度は、県外避難者と県内居住者・帰還者との交流会の開催や、避難者への戸別訪問などに対して、重点的に助成します。</p> <p>○補助額及び補助率 10/10以内で、知事が必要と認めた額</p> | | |
| 申請方法等 | <p>平成28年度の募集は終了しました（再募集を行う場合は、随時お知らせします。） 詳細は、避難者支援課ホームページを御覧いただくか、下記問い合わせ先にお問い合わせください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4157 |

| ④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○県外への復興支援員の設置 | | | |
|---|--|------|---|
| 対象者 | 県外避難者 | | |
| 予算額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○概要 県外駐在員（福島県職員）とともに避難者に対する戸別訪問や相談対応等を行う復興支援員を設置し、避難者の個別具体的な課題に対応します。 平成28年度は、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、山形県、茨城県、新潟県、栃木県の9都県に設置しています。</p> <p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者に対する戸別訪問、避難者への情報提供・相談対応 ・ 避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携・情報共有 ・ 市町村復興支援員の活動支援 | | |
| 申請方法等 | 復興支援員への個別相談を希望される方は、下記問い合わせ先に御連絡ください。 | | |
| 問い合わせ先 | ①（埼玉県） 復興支援員埼玉事務所 ②（東京都） (1) 東京臨床心理士会内 (2) 東京社会福祉士会内 ③（千葉県） 千葉県社会福祉協議会内 ④（神奈川県） 神奈川県臨床心理士会 ⑤（群馬県） ぐんま暮らし応援会内 ⑥（山形県） 山形県社会福祉協議会内 ⑦（茨城県） 茨城県社会福祉協議会内 ⑧（新潟県） 新潟県社会福祉協議会内 ⑨（栃木県） とちぎボランティアネットワーク内 ⑩避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | ①048-814-1111 ② (1) 03-3818-1176 (2) 03-5944-8466 ③043-204-6010 ④045-716-6440 (留守番電話対応) ⑤027-333-1635 ⑥023-626-1622 ⑦029-241-1133 ⑧025-281-5521 ⑨028-622-0021 ⑩024-523-4157 |

3 暮らしの支援

| | | | |
|--|--|------|--------------|
| <p>⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○全国的な避難者支援ネットワークを活用した支援</p> | | | |
| 対象者 | 県外避難者 | | |
| 予算額 | 31,064千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○概要 全国各地で避難者支援活動を行う民間団体等と連携し、避難者が抱える課題の解決や、避難者の帰還や生活再建につながる支援に取り組めます。</p> <p>○主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地の支援団体が行っている避難者支援の取組について情報収集・発信し、支援活動の充実を図る。 ・ 避難者が抱える個別具体的な課題に対して、各地の支援団体と連携し、情報提供や対応を行う。 <p>※ 交流会や相談会の開催状況など、支援情報を取りまとめたホームページを開設しています。 「避難されている方々へ」 http://fukushima.jpn-civil.net/</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4157 |

| ⑥ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者支援事業) ○避難者相談案内窓口の開設 | | |
|---|--|--|
| 対象者 | 県外避難者 | |
| 予算額 | － 千円 | |
| 事業の内容 | <p>○概要</p> <p>県内の民間団体と連携して、避難者からの相談や問い合わせについてきめ細かな対応を行う総合相談窓口（窓口への案内が中心）を開設しています。</p> <p>また、福島の実況などを伝える人材を県外に派遣し、福島の正しい情報を伝えることで、県外避難者に帰還のための判断材料を提供します。</p> <p>ふくしまの今とつながる相談室「toiro」 【相談ダイヤル】 024-573-2731 ※一度電話をかけていただくと、toiroから電話をかけ直します。 電話代はお気になさらずにご連絡ください。 【開設時間】 毎週月・水・金 10時～17時（祝祭日休み）</p> <p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者及び帰還者に対する総合窓口の設置 ・ 福島の実況など帰還の判断材料を伝える人員の派遣 ・ 避難者に対する支援情報の提供 など | |
| 申請方法等 | 相談や福島の実況などを伝える人材派遣の依頼等ございましたら、toiroへお電話ください。 | |
| 問い合わせ先 | ①toiro ②避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 ①024-573-2731 ②024-523-4157 |

3 暮らしの支援

| ⑦ ふるさとふくしま交流・相談支援事業（県外避難者支援事業） 生活再建支援拠点の設置 | | | |
|---|---|------|--------------|
| 対象者 | 県外避難者 | | |
| 予算額 | 219,989 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○概要 県内外の支援団体と連携して、県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」を設置し、帰還や生活再建に向けての相談や、必要な情報提供のための相談会・交流会等を行います。 ※ 「生活再建支援拠点」の設置に向けて現在準備中。</p> <p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」の設置（全国20ヶ所程度） ・ 全国各地で県外避難者へ当県の支援策の情報等を提供する相談会・交流会等の開催 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4157 |

| ⑧ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 （県内避難者・帰還者支援事業） | | | |
|--|---|------|--------------|
| 対象者 | 県内避難者・帰還者の支援に取り組むNPO等の支援団体 | | |
| 予算額 | 200,000 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○概要 震災・原発事故により避難した県民や避難指示解除等により帰還した県民の新たなコミュニティ形成の取組や、仮設住宅に閉じこもりがちな高齢者等が人と人とのつながりや生きがいを持つための取組を行う支援団体に対し、その経費を助成します。</p> <p>○補助額及び補助率 10/10以内で、知事が必要と認めた額。</p> | | |
| 申請方法等 | 平成28年度の募集は終了しました（再募集を行う場合は、随時お知らせします）。 詳細は、避難者支援課ホームページを御覧いただくか、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4157 |

3 暮らしの支援

| ⑨ 地域創生総合支援事業（サポート事業） | | | |
|----------------------|---|------|--|
| 対象者 | 民間団体等 | | |
| 予算額 | 257,731千円 | | |
| 事業の内容 | <p>民間団体等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業で、かつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して、補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率 2/3以内 ※ 「震災復興及び関連する取組」として、長期避難者と地域住民の交流事業や福島の実況を伝える情報発信等の事業を優先的に採択し、特に民間団体が行う新規の復興関連事業は、復興局長の判断により、補助率の引上げも可能となっています。 補助額 上限500万円 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 企画調整部地域振興課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 県中地方振興局地域づくり・商工労政課 県南地方振興局地域づくり・商工労政課 会津地方振興局地域づくり・商工労政課 南会津地方振興局地域づくり・商工労政課 相双地方振興局地域づくり・商工労政課 いわき地方振興局地域づくり・商工労政課 | 電話番号 | 024-521-7118 024-523-2365 024-935-1323 0248-23-1546 0242-29-5292 0241-62-5205 0244-26-1117 0246-24-6007 |

| ⑩ ふるさと・きずな維持・再生支援事業 | | | |
|---------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | NPO法人等の地域活動団体 | | |
| 予算額 | 109,829千円 | | |
| 事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● NPO法人等またはNPO法人等が主体となった協議体（地方自治体が構成員に含まれていること）が行う、震災・原発事故からの復興支援活動等に効果のある取組（風評被害対策、復興支援活動、中間支援活動）に対して補助金を交付します。 ● 補助率 9/10以内 ● 補助額 上限額：10,000千円 下限額：1,000千円（概ね） | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 文化スポーツ局文化振興課 | 電話番号 | 024-521-7179 |

3 暮らしの支援

| ⑪ NPO 強化を通じた若者定着・地域活性化事業 (NPO 強化マネジメントサポート事業) | | | |
|--|--|------|--------------------------------|
| 対 象 者 | NPO 法人等の地域活動団体 | | |
| 予 算 額 | 11,133 千円 | | |
| 事業の内容 | 地域の課題の解決に向けて活動するNPO 法人等の自立的活動を支援するため、マネジメント力の強化、業務遂行能力や企画提案能力の向上等を支援する活動基盤の整備を実施しています。 福島県自治会館 7 階の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」で、相談業務を行っています。 | | |
| 申請方法等 | ふくしま地域活動団体サポートセンターにお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | ①ふくしま地域活動団体サポートセンター ②文化スポーツ局文化振興課 | 電話番号 | ①024-521-7333 ②024-521-7179 |

○情報提供

| ① ふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業） | | | |
|---------------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 原発避難者特例法に基づく指定市町村からの避難者及びそれ以外の県外に住む避難者 | | |
| 予算額 | 100,233千円 | | |
| 事業の内容 | 県・市町村の各種広報誌、新聞ダイジェスト版等の生活支援情報の他、ふるさとに関する情報を送付します。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先又は市町村にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4250 |

| ② ふるさとふくしま情報提供事業（地元紙提供事業） | | | |
|---------------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 県外の図書館等の公共施設、避難者の交流施設等 | | |
| 予算額 | 92,327千円 | | |
| 事業の内容 | 県外の図書館等の公共施設や、避難者の交流施設など避難者が集まる場所に地元紙（福島民報、福島民友）を送付し、避難者等の閲覧に供します。 全国約440ヶ所に週2回送付します。 | | |
| 申請方法等 | 地元紙の閲覧施設については、避難者支援課のホームページに掲載しています。 新たに送付を希望される施設がございましたら、下記連絡先へご相談ください（個人への送付は不可）。 | | |
| お問い合わせ | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4157 |

3 暮らしの支援

| <p>③ ふるさとふくしま情報提供事業 (地域情報紙発行事業)</p> | | | |
|---|--|------|--------------|
| 対象者 | 県内外の避難者等 | | |
| 予算額 | 20,174千円 | | |
| 事業の内容 | <p>福島復興に向けた動き、ふるさとで安心して暮らすための環境整備、避難者支援に関する取組などを盛り込んだ情報紙を発行します。</p> <p>【情報紙の概要】 「ふくしまの今が分かる新聞」※月1回程度発行</p> <p>○主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅を始めとした、生活インフラ等の整備、復旧 ・除染の進捗、食の安全、安心、健康・心のケア、教育、子育て支援 ・避難元市町村の復興に向けた動きや避難先での交流会・イベント等 ・福島第一原発の廃炉状況や安全確認体制 ・その他、避難されている方々の関心の高いタイムリーな情報 など <p>○送付先 約1,700ヶ所 (避難元市町村や全国の受入先自治体、NPO等の支援団体、広報誌送付事業などを通じて避難者に提供しています。)</p> | | |
| 申請方法等 | バックナンバーについては、避難者支援課ホームページに掲載しています。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4250 |

3 暮らしの支援

| ④ 帰還支援アプリ | | | |
|-----------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方 | | |
| 予 算 額 | 1, 896千円 | | |
| 事業の内容 | <p>避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方へ、スマートフォンやタブレットのアプリでふるさとの情報をお伝えします。</p> <p>「AppStore」「GooglePlay」から「帰還支援」で検索し、ダウンロード（無料）してご利用ください。</p> <p>【掲載情報】 イベント情報や施設情報など (学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、福祉施設、病院、商店街、公営住宅、役所などに関する情報)</p> <p>【掲載市町村】 避難地域 12 市町村と、その近隣で避難者の受け入れや自主避難者の多い 18 市町村 (福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、矢吹町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)</p> | | |
| 問い合わせ先 | 企画調整部情報政策課 | 電話番号 | 024-521-7133 |

○治安対策

| ① 防犯教室、防犯講話の開催 | | | |
|----------------|--|------|---------------------------------------|
| 対象者 | 仮設住宅及び災害・復興公営住宅居住者 | | |
| 予算額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | 仮設住宅や災害・復興公営住宅の集会所等において、犯罪被害防止のための防犯教室、防犯講話等を行います。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 仮設住宅及び災害・復興公営住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課 | 電話番号 | 福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代) |

| ② 防犯ボランティア活動に向けた支援 | | | |
|--------------------|--|------|---------------------------------------|
| 対象者 | 仮設住宅及び災害・復興公営住宅居住者 | | |
| 予算額 | 2,430千円 | | |
| 事業の内容 | 仮設住宅及び災害・復興公営住宅居住者が自主防犯パトロール活動を行う際、 <ul style="list-style-type: none"> ・ パトロール隊設置に向けたアドバイス ・ パトロール隊の活動に対する防犯資機材の支援等 等を行うものです。 | | |
| 申請方法等 | 県警の支援が必要な際には、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 仮設住宅及び災害・復興公営住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課 | 電話番号 | 福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代) |

3 暮らしの支援

| ③ 仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における 各種相談・要望の受理 | | | |
|--|--|------|---|
| 対象者 | 仮設住宅居住者 | | |
| 予算額 | 一 千円 | | |
| 事業の内容 | 仮設住宅を管轄する警察署が、独自に開設する警察官立寄所等を拠点として、 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談・要望の受理 ・防犯指導と防犯講話等による犯罪被害防止 ・防犯広報紙の配布 等を行います。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先へお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 仮設住宅所在地を管轄する警察署 又は福島県警察本部地域企画課 | 電話番号 | 各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代) |

○交通安全対策

| ① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導 | | | |
|------------------------------|--|------|---|
| 対象者 | 仮設住宅居住者 | | |
| 予算額 | 832千円 | | |
| 事業の内容 | 仮設住宅集会所等で体験型の交通安全講習会を開催するほか、仮設住宅各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、交通安全教育活動等を行います。 | | |
| 申請方法等 | 各仮設住宅において県警の支援が必要な際には、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課 | 電話番号 | 各警察署 福島県警察本部交通企画課 024-522-2151(代) |

○交通手段の確保

| ① 市町村生活交通対策事業 | | | |
|---------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業を実施する市町村 | | |
| 予算額 | 161,684千円 | | |
| 事業の内容 | 市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して支援するものです。 | | |
| 申請方法等 | <ul style="list-style-type: none"> 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行を開始しようとする日の1ヶ月前までに、事前に指定申請をします（随時申請可）。 指定を受けた市町村は、11月20日までに所定の補助金申請書を提出します。 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が8段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。 | | |
| 問い合わせ先 | 生活環境部生活交通課 | 電話番号 | 024-521-7158 |

| ② 地域公共交通確保維持改善事業（調査事業） | | | |
|------------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 東北運輸局長が指定した特定被災市町村 | | |
| 事業等の名称 | 地域公共交通確保維持改善事業（調査事業） | | |
| 予算額 | － 千円（被災した公共交通の復興支援として15億円） | | |
| 事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の交通を維持するため、地域の実情に応じた生活交通等の運行（有償運行のみ）の試験・調査を国が支援するものです。 指定市町村が実施する仮設住宅等と店舗や医療機関等を結ぶ日常生活の移動手段について、仮設住宅等の箇所数に応じて3,500万円～6,000万円を上限に支援します。 平成23年7月に東日本大震災の被災3県を対象に特例措置が設けられました。特例措置が受けられる特定被災市町村は、年度毎に東北運輸局長が指定します。 | | |
| 申請方法等 | 指定市町村等が計画を国に提出する必要があります。 申請方法等は、国の指示によることとなります。 | | |
| 問い合わせ先 | 生活環境部生活交通課 | 電話番号 | 024-521-7158 |

○移動支援

| ① 母子避難者等高速道路無料化支援事業 | | | |
|---------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 原発事故発生時に中通り、浜通り（避難指示区域等を除く）に居住し、自主避難している母子避難世帯等 | | |
| 予算額 | 178,650千円 | | |
| 事業の内容 | <p>原発事故に伴う母子避難者等に対し、避難先と避難元との移動に伴う経済的負担を軽減するため、高速道路の無料措置を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象走行 避難先、避難元最寄りのインターチェンジ間の走行（途中下車不可） 実施期間 平成25年4月26日～平成29年3月31日 | | |
| 申請方法等 | 通行に必要な証明書の申請方法については、避難元の市町村にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 避難地域復興局避難者支援課 | 電話番号 | 024-523-4250 |

| ② 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置 | | | |
|-----------------------------|---|------|--------------|
| 対象者 | 被災時に国が定める原発事故の警戒区域等に居住されていた避難者 | | |
| 予算額 | －千円 | | |
| 事業の内容 | <p>原発事故による避難者（震災発生時に国が定める原発事故の警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に居住していた方）の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施期間 平成24年4月28日～平成29年3月31日 | | |
| 申請方法等 | 対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。 | | |
| 問い合わせ先 | 福島県道路公社 | 電話番号 | 0248-41-2171 |

3 暮らしの支援

| ③ 原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高原道路の 無料措置 | | | |
|--|---|------|-------------------------|
| 対 象 者 | 「母子・父子避難等及びその経路に係る証明書」の避難元の最寄りのインターチェンジが矢吹 I C または小野 I C である避難者 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等を除く）に居住しており、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等のうち、高速道路の無料措置で交付を受けた証明書の避難元の最寄りインターチェンジが矢吹 I C または小野 I C である方の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。</p> <p>・実施期間 平成 2 5 年 4 月 2 6 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> | | |
| 申請方法等 | 対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。 | | |
| 問い合わせ先 | 福島県道路公社 | 電話番号 | 0 2 4 8 - 4 1 - 2 1 7 1 |

4 心と体に関すること

○心のケア

① 被災者の心のケア事業

| | | | |
|--------|---|------|--------------------------------------|
| 対象者 | 被災者、避難者等 | | |
| 予算額 | 538,489千円 | | |
| 事業の内容 | <p>「ふくしま心のケアセンター」の職員が、仮設住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います。</p> <p>また、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを設け、県外からも電話相談を受け付けています。</p> <p>なお、県外避難者向けの相談窓口を順次開設しています。</p> | | |
| 申請方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者相談ダイヤルふくここラインに御相談ください。 ● 県外避難者向けの相談窓口等、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | ふくしま心のケアセンター 被災者相談ダイヤル ふくここライン (平日9時～12時、13時～17時)、 保健福祉部障がい福祉課 | 電話番号 | 024-531-6522 024-521-8204 |

② ひきこもり支援センター事業

| | | | |
|--------|---|------|------------------------------|
| 対象者 | ひきこもりに悩まれている方や御家族 | | |
| 予算額 | 20,000千円 | | |
| 事業の内容 | <p>ひきこもりに関する悩みを抱える方や御家族からの相談に対応します。</p> <p>地域の保健・医療・教育・労働・福祉関係機関などが協力しながら、サポートしていきます。</p> | | |
| 申請方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話、来所、メール等により、気軽に御相談ください。 ・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 9時30分～17時30分 | | |
| 問い合わせ先 | 福島県青少年育成県民会議 | 電話番号 | 024-546-0006 024-546-0002 |

4 心と体に関すること

| ③ 子どもの心のケア事業 | | | |
|--------------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 被災した子どもたち及び子どもたちに接している保護者や支援者 | | |
| 予 算 額 | 145,500千円 | | |
| 事業の内容 | <p>子どもたちの支援を行っている団体に業務を委託し、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している保護者の心のケアをとおして支援します。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。)</p> <p>避難先から帰還した母親を対象に「ママカフェ」を実施し、交流の場を設けています。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>ふくしま子ども支援センター（特定非営利活動法人ビーンズふくしま内）と連携し、事業を進めています。</p> <p>詳細は、下記問い合わせ先に御確認ください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | こども未来局児童家庭課 | 電話番号 | 024-521-8665 |

| ④ 青少年総合相談センター事業 | | | |
|-----------------|--|------|------------------------------|
| 対 象 者 | 困難を抱える青少年及びその保護者等 | | |
| 予 算 額 | 6,302千円 | | |
| 事業の内容 | <p>社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその保護者からの相談に対応します。</p> <p>また、相談への誘導、保護者を含めた地域の大人の意識啓発を図るため、研修会及び講習会を開催します。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>電話、来所、メール等による相談に対応します。</p> <p>・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 9時30分～17時30分</p> | | |
| 問い合わせ先 | 福島県青少年育成県民会議 | 電話番号 | 024-546-0006 024-546-0002 |

4 心と体に関すること

| ⑤ ユースプレイス自立支援事業 | | | |
|-----------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 困難を有する若者（おおむね15歳～40歳） | | |
| 予 算 額 | 17,780千円 | | |
| 事業の内容 | 困難を有する若者に「居場所」（ユースプレイス）を提供し、各種プログラムを通して勤労意欲を高め、社会的自立を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家によるコミュニケーションスキルアップ講座 ・臨床心理士等によるメンタル相談 ・社会訓練のためのボランティア活動 ・地域行事（祭りなど）への参加 ・青年同士の交流会 など | | |
| 申請方法等 | 交流会等については、方部ごとに事前開催をお知らせしますので、申込の上、御参加ください。参加者の費用負担はありません。 ただし、交流会企画に係る実費相当分については、負担いただく場合があります。 | | |
| 問い合わせ先 | (県 北) NPO 法人ビーンズ Fukushima (県 中) NPO 法人ビーンズ Fukushima (県 南) アネシス学院株式会社 (会 津) 株式会社みとみ (いわき) NPO 法人明日飛子ども 自立の里 | 電話番号 | (県 北)024-563-6255 (県 中)080-4072-8740 (県 南)0248-21-9730 (会 津)0242-32-0011 (いわき)0247-49-3344 |

| ⑥ 女性のための相談事業 | | | |
|--------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 女性 | | |
| 予 算 額 | 11,258千円 | | |
| 事業の内容 | 女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。 | | |
| 申請方法等 | 電話及び来所による相談を行っています。 ※メールによる相談は行っていません。 | | |
| 問い合わせ先 | 女性のための相談支援センター | 電話番号 | 024-522-1010 |

4 心と体に関すること

| ⑦ 女性の悩み相談事業 | | | |
|-------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 女性 | | |
| 予 算 額 | 一 千円 (復興庁予算で執行) | | |
| 事業の内容 | <p>震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等 ・事業内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 電話相談 実施日・時間：祝日を除く月～金曜日 10時～17時 2 面接相談 (いわき) 実施日 : 毎月第2土曜日、第4水曜日ほか | | |
| 申請方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談は、下記問い合わせ先の「1」に御連絡ください。 ・面接相談は、下記問い合わせ先の「2」で御予約ください。 | | |
| 問い合わせ先 | <ol style="list-style-type: none"> 1 女性のための電話相談・ふくしま 2 女性のための面接相談 | 電話番号 | <p>【1：電話相談】 0120-207-440 (全国フリーダイヤル)</p> <p>【2：面接相談予約電話】 0120-207-440 0246-21-7235 080-6291-5736</p> |

4 心と体に関すること

| ⑧ 県男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談) | | | |
|--|--|------|--------------|
| 対象者 | 県民 | | |
| 予算額 | 2,060千円(県委託料の相談事業全体の予算) | | |
| 事業の内容 | <p>○生活全般に係る相談</p> <p>①家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施日・時間】火・木～日曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談方法】 電話、面接(予約制)</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)</p> <p>②【男性相談員による相談】 家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施日・時間】火曜日 17時～20時</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談方法】 電話</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)</p> <p>○法律関係に係る相談</p> <p>離婚問題、親権、慰謝料など、法律に関わることについての相談</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施日・時間】毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談方法】 面接(予約制)</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談員】 弁護士</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)</p> <p>○女性による女性のためのカウンセリング</p> <p>ドメスティック・バイオレンス等被害者の心のケア</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施日・時間】毎月第1金曜日 10時00分～11時00分 毎月第3金曜日 13時30分～14時30分</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談方法】 面接(予約制)</p> <p style="padding-left: 20px;">【相談員】 臨床心理士</p> <p style="padding-left: 20px;">【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)</p> | | |
| 申請方法等 | 電話及び来所による相談を行っています。 詳しくは、下記問い合わせ先に御連絡ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 福島県男女共生センター | 電話番号 | 0243-23-8320 |

○健康管理

| ① 被災者健康サポート事業 | | | |
|---------------|--|------|---|
| 対象者 | 被災者、避難者等 | | |
| 予算額 | 424,956千円 | | |
| 事業の内容 | <p>仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>【県内】</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に御相談ください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | <p>県北保健福祉事務所</p> <p>県中保健福祉事務所</p> <p>県南保健福祉事務所</p> <p>会津保健福祉事務所</p> <p>南会津保健福祉事務所</p> <p>相双保健福祉事務所</p> <p>相双保健福祉事務所いわき出張所</p> <p>保健福祉部健康増進課</p> | 電話番号 | <p>024-534-4101</p> <p>0248-75-7800</p> <p>0248-22-5441</p> <p>0242-29-5503</p> <p>0241-63-0303</p> <p>0244-26-1323</p> <p>0246-24-6118</p> <p>024-521-7236</p> |

4 心と体に関すること

| ② 県民健康調査事業 | | |
|------------|--|--|
| 対 象 者 | 県民等（検査等の内容により、対象者は異なります。） | |
| 予 算 額 | 5, 402, 087千円 | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災や福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康の維持・増進につなげることを目的とした「県民健康調査」を実施しています。</p> <p>○甲状腺検査 チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。 このため、子どもたちの健康を長期に見守るために、震災当時、概ね18歳以下の方を対象として、甲状腺検査を実施しています。 県外避難者の方も避難先の近隣で検査を受けられるように、全都道府県の100医療機関で受診できる体制を整備しており、県内における検査拠点の拡充にも取り組んでいます。</p> <p>○健康診査 県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげることを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。 特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、県内はもとより、各都道府県で健診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。</p> <p>●WBC（ホールボディカウンター）による内部被ばく検査 内部被ばく検査については、県有車載型WBCで県内各地を巡回して検査しているほか、県外については、青森、宮城、新潟、茨城、石川、滋賀、広島、愛媛、長崎の大学病院等で受検できる体制を整備しています。</p> | |
| 申請方法等 | 詳細は、下記問い合わせ先に御連絡ください。 | |
| 問い合わせ先 | ①福島県立医科大学放射線医学 県民健康管理センター ②保健福祉部県民健康調査課 | 電話番号 ①024-549-5130 ②024-521-8028 |

4 心と体に関すること

| ③ 福島県避難者検診体制整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|--|-----|-----|------|--------|--------|-------|---------|------|-----------|--------|--------|------------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 対 象 者 | 県内に避難するがん検診の対象者で下記に該当する者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の内容 | <p>避難元町村が避難先で実施するがん検診の未受診者を対象に、避難先の医療機関でがん検診が受けられる体制を整備し、県内避難者のがん検診の受診機会を増やします。</p> <p>○実施地区 福島市、郡山市、いわき市</p> <p>○実施町村 檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村</p> <p>○実施地区別検診期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">福島市</th> <th style="text-align: center;">郡山市</th> <th style="text-align: center;">いわき市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">協力医療機関</td> <td style="text-align: center;">福島市医師会</td> <td style="text-align: center;">郡山医師会</td> <td style="text-align: center;">いわき市医師会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検診期間</td> <td style="text-align: center;">平29年1月～2月</td> <td style="text-align: center;">平29年2月</td> <td style="text-align: center;">平29年2月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検診の受付時期 (検診開始の 2カ月前から)</td> <td style="text-align: center;">平成28年11月～</td> <td style="text-align: center;">平成28年12月～</td> <td style="text-align: center;">平成28年12月～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検診の対象者</td> <td style="text-align: center;">檜葉町、大熊町 双葉町、葛尾村</td> <td style="text-align: center;">檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村</td> <td style="text-align: center;">檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 福島市 | 郡山市 | いわき市 | 協力医療機関 | 福島市医師会 | 郡山医師会 | いわき市医師会 | 検診期間 | 平29年1月～2月 | 平29年2月 | 平29年2月 | 検診の受付時期 (検診開始の 2カ月前から) | 平成28年11月～ | 平成28年12月～ | 平成28年12月～ | 検診の対象者 | 檜葉町、大熊町 双葉町、葛尾村 | 檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村 | 檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村 |
| | 福島市 | 郡山市 | いわき市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協力医療機関 | 福島市医師会 | 郡山医師会 | いわき市医師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検診期間 | 平29年1月～2月 | 平29年2月 | 平29年2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検診の受付時期 (検診開始の 2カ月前から) | 平成28年11月～ | 平成28年12月～ | 平成28年12月～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検診の対象者 | 檜葉町、大熊町 双葉町、葛尾村 | 檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村 | 檜葉町、川内村 大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請方法等 | <p>受診可能な医療機関の情報や検診の申込み方法については、各実施町村のがん検診の担当窓口へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 檜葉町住民福祉課 0240-25-2111 ・ 川内村保健福祉課 0240-38-2941 ・ 大熊町健康介護課 0246-36-5671 ・ 双葉町健康福祉課 0246-84-5205 ・ 浪江町健康保険課 0243-62-0168 ・ 葛尾村住民生活課 0240-29-2112 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康増進課 | 電話番号 | 024-521-7640 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○高齢者・障がい者支援

| ① 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 | | | |
|------------------------|--|------|--|
| 対象者 | 仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等 | | |
| 予算額 | 685,480千円 | | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災で被災し、仮設住宅等での生活を余儀なくされている高齢者等の生活を支援するため、以下の事業を実施します。</p> <p>1 高齢者等サポート拠点整備事業 仮設住宅に入居する高齢者等を支援するため、総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する高齢者等サポート拠点を整備し、運営します。</p> <p>2 相談支援専門職チーム派遣事業 仮設住宅等において生活することになった高齢者等の福祉ニーズ等を把握し、地域の福祉等サービスにつなげるために、相談支援専門職チーム（社会福祉士、介護支援専門員など）を派遣しています。</p> <p>3 帰還高齢者等生活支援拠点づくり事業 住民帰還がなされた地域に帰還した高齢者の孤立を防ぎ生活を支援するため、再開運営した高齢者介護施設にスタッフを配置し、相談や生活支援を行います。</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先の各担当部署にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 1、3 保健福祉部高齢福祉課 2 福島県介護支援専門員協会 保健福祉部介護保険室 | 電話番号 | 024-521-7163 024-924-7200 024-521-7745 |

4 心と体に関すること

| ② ふくしまから はじめよう。高齢者社会参加活動支援事業 | | | |
|------------------------------|---|------|------------------------------|
| 対 象 者 | 高齢者（おおむね60歳以上の県民） | | |
| 予 算 額 | 20,757千円 | | |
| 事業の内容 | <p>元気な高齢者が高齢化社会の担い手として活躍できるよう支援するとともに、高齢者の生きがいづくりを図るため、以下の事業を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者支え合いコミュニティ支援事業 町内会等において、高齢者が主体となって住民間の交流、高齢者の生活支援、見守り活動などのコミュニティづくりなどの取組を支援するため、活動に必要な経費を補助します。 2 シニア向け介護職員初任者研修 おおむね60歳以上で、福祉・介護サービス事業に従事することを希望する者又は介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望する者が、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級と同等）の受講に要する経費を助成します。 3 高齢者介護業務就業支援事業 高齢者でホームヘルパーなどの資格を有し、介護業務への就職を希望する者と高齢者介護施設とのマッチングを行う場を設定します。 4 高齢者生きがい就労モデル事業 高齢者が地域社会を支える担い手として、これまで培った豊富な知識と経験を活かし、生きがいを持って地域課題の解決に参画できるようNPO法人等が行うモデル事業を支援します。 5 地域活動情報提供事業 高齢者を対象に地域で活動を行う団体の情報をデータベース化し、地域活動に参加するきっかけとなるよう、ホームページやパンフレット等でお知らせします。 6 県内各地にシニアサポーターを増やす取組 避難している高齢者等にシニアサポーターとして登録いただき、地域の小学校や保育所等における子どもたちとのふれ合い交流活動を推進します。 | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先の各担当課にお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 1～5 保健福祉部高齢福祉課 6 こども未来局こども・青少年政策課 | 電話番号 | 024-521-7197 024-521-7198 |

4 心と体に関すること

| ③ 仮設住宅等における生活機能支援事業 | | |
|---------------------|--|---------------------|
| 対 象 者 | 浜通り13市町村の高齢者、障がい者等 | |
| 予 算 額 | 2,634千円 | |
| 事業の内容 | <p>仮設住宅や借上げ住宅等に生活する高齢者や障がい者等の日常生活における生活機能の低下予防・悪化防止を図るため、以下の取組を実施します。</p> <p>1 支援者に対する研修会の開催 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的とした簡単な運動等助言ができるようにするほか、心身の健康の保持増進に関する助言ができるよう支援者向け研修会を開催します。</p> <p>2 仮設住宅等におけるリハビリテーション相談会等の実施 仮設住宅等で生活する被災者（高齢者、障がい者等）に対する専門的立場からのリハビリテーションに関する相談会や運動指導を実施します。</p> | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先にお問い合わせください。 | |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部高齢福祉課 | 電話番号 024-521-7165 |

○医療支援

| ① 警戒区域等医療施設再開支援事業 | | | |
|-------------------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 1 警戒区域等の医療機関 2 市町村及び医療関係団体等（仮設診療所等） 3 市町村から支援要請のある診療所 | | |
| 予 算 額 | 285,600千円 | | |
| 事業の内容 | 原子力災害により休止等した旧警戒区域等の病院、診療所及び薬局の再開等のため、施設設備の整備や運営を支援しています。 また、旧警戒区域等の市町村が仮設診療所を開設する場合に施設設備の整備や運営を支援しています。 | | |
| 申請方法等 | 地域医療課に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部地域医療課 | 電話番号 | 024-521-7915 |

5 子育て・教育のこと

○子育て支援

① 母子の健康支援事業

| | | | |
|--------|---|------|--|
| 対 象 者 | 妊産婦、乳幼児を持つ保護者 | | |
| 予 算 額 | 26,907千円 | | |
| 事業の内容 | <p>1 電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩み ・母乳育児に対する不安や悩み ・母乳検査の受け方 など <p>2 訪問相談</p> <p>助産師による訪問相談（御希望による）。</p> <p>3 地域子育てサロン、交流会の開催</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御相談ください。 相談受付時間は、午前9時30分から午後4時30分です。 | | |
| 問い合わせ先 | フリーダイヤル 福島県助産師会（福島窓口） 〃（会津窓口） 〃（いわき窓口） | 電話番号 | 0120-80-2051 080-2835-9988 0242-85-8303 080-2837-7588 |

② 子ども健やか訪問事業

| | | | |
|--------|---|------|--------------|
| 対 象 者 | 県内に避難している児童を持つ御家庭 | | |
| 予 算 額 | 6,156千円 | | |
| 事業の内容 | <p>仮設住宅等（借上げ住宅を含む）で避難生活をしている子どもを持つご家庭を、地域の子育て支援者等が訪問し、生活・育児等の相談に対応します。</p> <p>【訪問実施者】 子ども健やか訪問支援員（保健師、助産師、看護師等）</p> | | |
| 申請方法等 | 下記問い合わせ先に御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | こども未来局子育て支援課 | 電話番号 | 024-521-7174 |

| ③ 児童の養育相談 | | | |
|-----------|---|------|--|
| 対象者 | 18歳未満の児童 | | |
| 予算額 | 104,724千円 | | |
| 事業の内容 | 児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。 (来所、電話、メール等) | | |
| 申請方法等 | 来所、電話及びメールによる相談を行っています。 おいでいただく場合は、待ち時間を少なくするため、電話等で相談日・時間を予約してください。 | | |
| 問い合わせ先 | こども未来局児童家庭課 中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所 | 電話番号 | 024-521-8665 024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346 |

| ④ 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業 | | | |
|----------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 仮設住宅に住む子ども | | |
| 予算額 | 24,669千円 | | |
| 事業の内容 | 仮設住宅に住んでいる子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保します。 | | |
| 申請方法等 | 詳細は、下記問い合わせ先に御連絡ください。 | | |
| 問い合わせ先 | こども未来局 こども・青少年政策課 | 電話番号 | 024-521-7198 |

| ⑤ ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業 | | | |
|-----------------------|--|------|------------------------------|
| 対 象 者 | 幼児から中学生まで | | |
| 予 算 額 | 620,563千円 | | |
| 事業の内容 | <p>震災の経験を踏まえ再発見した郷土の良さを伝え合い、発信していくような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図るため、県内外において自然体験活動や交流活動等を実施する団体に、宿泊費と活動費・交通費を補助します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小・中学校自然体験・交流活動等支援事業 県内の小・中学校、特別支援学校小・中学部が、県内外で宿泊を伴う自然体験活動や交流活動等を行う事業を対象とします。（県外は長期宿泊、交流活動等が条件） 2 幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業 県内の幼稚園・保育所、特別支援学校幼稚部が、県内外で日帰りまたは宿泊を伴う自然体験活動等を行う事業を対象とします。 3 社会教育団体自然体験活動支援事業 子ども会・スポ少・PTAなどの社会教育関係団体が、県内外で長期宿泊を伴う自然体験活動を行う事業を対象とします。 4 ふくしまっ子体験活動応援補助事業 子ども5人以上の社会教育関係団体等が県内で日帰りまたは短期宿泊を伴う自然体験活動やスポーツ体験、交流活動を行う事業を対象とします。 5 ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業 県内の乳幼児から中学生とその家族を対象として、県自然の家において、日帰りで行う自然体験活動等の場を提供します。 | | |
| 申請方法等 | 詳細は、県教育庁社会教育課のホームページを御覧になるか、電話でお問い合わせください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県教育庁社会教育課 〃 義務教育課 | 電話番号 | 024-522-3090 024-521-7776 |

| ⑥ ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|------|------------------------------|-----|------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 対象者 | 学校、その他団体等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算額 | 13,116千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の内容 | <p>子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援します。</p> <p>1 食育実践サポーター派遣事業 食育体験、食生活改善、地域の食文化及び郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣して支援活動を行います。</p> <p>2 地域の「食」体験・交流活性化支援事業 農産物等の生産、出荷、流通、販売、調理などの様々な食に関する体験や交流を主体とした特色ある地域の食育活動を支援します（業務委託）。 ・実施事業数 10事業 ・その他 活動実績を取りまとめて広く紹介します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請方法等 | <p>「食育実践サポーター」の要請は、お近くの農林事務所に御連絡ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機関名</th> <th style="width: 50%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北農林事務所 企画部</td> <td>024-535-0382</td> </tr> <tr> <td>県中農林事務所 企画部</td> <td>024-935-1510</td> </tr> <tr> <td>県南農林事務所 企画部</td> <td>0248-23-1576</td> </tr> <tr> <td>会津農林事務所 企画部</td> <td>0242-29-5369</td> </tr> <tr> <td>南会津農林事務所 企画部</td> <td>0241-62-5252</td> </tr> <tr> <td>相双農林事務所 企画部</td> <td>0244-26-1153</td> </tr> <tr> <td>いわき農林事務所 企画部</td> <td>0246-24-6152</td> </tr> </tbody> </table> | | | 機関名 | 電話番号 | 県北農林事務所 企画部 | 024-535-0382 | 県中農林事務所 企画部 | 024-935-1510 | 県南農林事務所 企画部 | 0248-23-1576 | 会津農林事務所 企画部 | 0242-29-5369 | 南会津農林事務所 企画部 | 0241-62-5252 | 相双農林事務所 企画部 | 0244-26-1153 | いわき農林事務所 企画部 | 0246-24-6152 |
| 機関名 | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県北農林事務所 企画部 | 024-535-0382 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県中農林事務所 企画部 | 024-935-1510 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県南農林事務所 企画部 | 0248-23-1576 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会津農林事務所 企画部 | 0242-29-5369 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南会津農林事務所 企画部 | 0241-62-5252 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相双農林事務所 企画部 | 0244-26-1153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いわき農林事務所 企画部 | 0246-24-6152 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 農林水産部環境保全農業課 農林水産部農産物流通課 | 電話番号 | 024-521-7453 024-521-7354 | | | | | | | | | | | | | | | | |

○教育支援（奨学金・就学支援など）

| ① 東日本大震災子ども支援基金給付事業 | | | |
|---------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 震災により親を亡くした児童等 | | |
| 予算額 | 75,080千円 | | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童 月額（孤児：30,000円、遺児：20,000円） ・小・中学校に在籍する者 月額（孤児：40,000円、遺児：30,000円） ・高等学校等に在籍する者 月額（孤児：50,000円、遺児：40,000円） ・大学及び専門学校等に在籍する者 月額（孤児：60,000円、遺児：50,000円） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学時給付金 30,000円 ・小学校卒業時給付金 50,000円 ・中学校卒業時給付金 100,000円 ・高等学校卒業時給付金 300,000円 | | |
| 申請方法等 | 対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。 | | |
| 問い合わせ先 | こども未来局 こども・青少年政策課 | 電話番号 | 024-521-7198 |

| ② 被災幼児就園支援事業 | | | |
|--------------|---|------|---------------------------|
| 対 象 者 | 東日本大震災等により被災し、経済的な理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児 | | |
| 予 算 額 | 214,529千円 | | |
| 事業の内容 | <p>県内市町村が実施する就園支援に対して補助（補助率10/10）を行い、教育機会を確保します。</p> <p>対象経費：保育料、入園料</p> <p>なお、各市町村では、罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>お子様が通っている幼稚園を通して、各市町村にお申し込みください。</p> <p>（備考）県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 各幼稚園、 お住まいの市町村又は県教育 庁義務教育課へ | 電話番号 | 県教育庁義務教育課 024-521-7796 |

| ③ 被災児童生徒就学事業 | | | |
|--------------|---|------|---------------------------|
| 対象者 | 東日本大震災等により被災し、経済的な理由により就学困難となった児童生徒 | | |
| 予算額 | 996,700千円 | | |
| 事業の内容 | <p>県内市町村が実施する必要な学用品費、学校給食費等の就学支援に対して補助（補助率 10/10）を行い、義務教育（小・中学校）の教育機会を確保します。</p> <p>対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等</p> <p>なお、各市町村では、罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>お子様が通っている小・中学校を通して、各市町村教育委員会にお申し込みください。</p> <p>（備考）この制度は各都道府県で実施しておりますので、県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 各小・中学校、 お住まいの市町村教育委員会 又は県教育庁義務教育課へ | 電話番号 | 県教育庁義務教育課 024-521-7796 |

| ④ 私立学校の被災児童・生徒等に対する就学（園）支援 | | | |
|----------------------------|--|------|--------------|
| 対象者 | 私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校） | | |
| 予算額 | 521,906千円 | | |
| 事業の内容 | <p>東日本大震災により被災した児童生徒等の就学（園）を支援するため、被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対して、減免相当額を補助金として交付します。</p> <p>補助率 10/10（専修学校（高等課程を除く）・各種学校は2/3） 補助額 減免相当額 （ただし、補助対象経費は学種ごとに上限額があります。 また、授業料、被災状況に応じて補助月数が異なります。）</p> | | |
| 申請方法等 | 私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 総務部私学・法人課 | 電話番号 | 024-521-7048 |

| ⑤ 高校等奨学資金貸付事業（福島県奨学資金震災特例採用） | | | |
|------------------------------|--|------|---------------------------|
| 対 象 者 | 東日本大震災により被災（家屋の全壊・半壊、警戒区域等からの避難等）し、経済的理由により就学困難となった高等学校・専修学校（高等課程）、特別支援学校高等部の生徒 | | |
| 予 算 額 | 168,840千円 | | |
| 事業の内容 | <p>上記対象者へ奨学資金を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円 / 自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円 / 自宅外通学 35,000円 ・貸与期間 採用年度における1年間 ・利子 無利子 ・保証人 連帯保証人1名（保護者） ・返還 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。 | | |
| 申請方法等 | <p>在学している学校を通じて願書に必要な書類を添えて、申し込んでください。</p> <p>詳細は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 在学している学校 又は県教育庁高校教育課へ | 電話番号 | 県教育庁高校教育課 024-521-7775 |

| ⑥ 高等学校通学費支援事業 | | | |
|---------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 原発事故に伴い、サテライト校等への通学を余儀なくされた生徒の保護者等 | | |
| 予 算 額 | 19,276千円 | | |
| 事業の内容 | 上記対象者へ通学費の支援を行います。 | | |
| 申請方法等 | 高等学校生徒通学費支援金交付申請書等をお子様に通学している学校へ提出してください。（申請書等は各学校の事務室にあります。） | | |
| 問い合わせ先 | <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校生の場合 県教育庁財務課 ・私立高校生の場合 総務部私学・法人課 | 電話番号 | 県教育庁財務課 024-521-8613 総務部私学・法人課 024-521-7048 |

| ⑦ 介護福祉士等修学資金貸付事業 | | | |
|------------------|--|------|--------------|
| 対 象 者 | 県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>対象者に無利子で修学資金の貸付を行います。</p> <p>○貸付額</p> <p>①修学金 : 月額5万円以内</p> <p>②入学準備金 : 20万円以内</p> <p>③就職準備金 : 20万円以内</p> <p>④国家試験受験対策費用 : 4万円 (年額)</p> <p>⑤生活費加算 : 4.2万円 (月額)</p> <p>○貸付金の返還</p> <p>養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還いただきます。</p> <p>ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。</p> <p>① 養成施設等を卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得。</p> <p>② 福島県内の福祉施設等において介護又は相談援助業務等に5年間従事。</p> | | |
| 申請方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する養成施設等を通じて、(社福)福島県社会福祉協議会へ申請します。 ・ 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに、福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。 | | |
| 問い合わせ先 | (社福) 福島県社会福祉協議会 | 電話番号 | 024-523-1250 |

6 税金のこと

○税金の減免等

① 法人県民税

| | | | |
|--------|---|------|--|
| 対 象 者 | 東日本大震災により被災した法人 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○制度概要 一定の要件を満たす場合に、申請により法人県民税の額が軽減されます。</p> <p>○減免の対象年度 平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分</p> <p>○申請対象法人 個別申請により平成27年3月31日以降申告・納付の期限延長措置を受けている法人</p> <p>○申請期限 個別申請により認められた申告納付期限</p> | | |
| 申請方法等 | 申請書及び添付書類を各事業年度の確定申告の申告期限までに、管轄の地方振興局県税部へ提出してください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 024-523-4698 024-935-1251 0248-23-1517 0242-29-5251 0241-62-5214 0244-26-1126 0246-24-6032 024-521-7068 |

| ② 個人事業税 | | | |
|---------|--|--|--|
| 対 象 者 | 東日本大震災により被災した個人事業者 | | |
| 予 算 額 | － 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○制度概要 一定の要件を満たす場合に、申請により個人事業税の額が軽減されます。</p> <p>○減免の対象 平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税。 ※ すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は、対象になりません。 ※ 震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。</p> | | |
| 申請方法等 | <p>「個人事業税減免申請書」及び「罹災証明書」などが必要となります。 なお、申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までです。 ※ 納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までです。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 電話番号 | 県北地方振興局県税部 024-523-4698 県中地方振興局県税部 024-935-1251 県南地方振興局県税部 0248-23-1517 会津地方振興局県税部 0242-29-5251 南会津地方振興局県税部 0241-62-5214 相双地方振興局県税部 0244-26-1126 いわき地方振興局県税部 0246-24-6032 総務部税務課 024-521-7068 | |

| ③ 不動産取得税 | | | |
|----------|---|------|--|
| 対 象 者 | 下記「事業の内容」のとおりです。 | | |
| 予 算 額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○制度概要</p> <p>1 家屋を建て替えた場合の特例措置 東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除により不動産取得税の額が軽減されます。</p> <p>2 居住困難区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置 原子力災害により、居住困難区域（帰還困難区域又は居住制限区域をいいます。以下同じ。）内にある家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除（減免）により不動産取得税の額が軽減されます。</p> <p>3 避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の減免措置 原子力災害により、避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により不動産取得税の額が軽減されます。</p> <p>4 被災代替農用地に係る特例措置 東日本大震災や原子力災害により、被害を受けた農用地に代わる農用地を取得した場合にも上記1～3と同様の制度があります。</p> <p>5 取得した不動産が被災した場合の特例措置 東日本大震災により、取得した不動産が滅失・損壊した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により不動産取得税の額が軽減されます。</p> | | |
| 申請方法等 | 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 0 2 4 - 5 2 3 - 4 6 9 9 0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 5 4 0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 7 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 5 4 0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 4 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 6 0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 3 3 0 2 4 - 5 2 1 - 7 0 6 8 |

| ④ 自動車税・自動車取得税 | | | |
|---------------|--|--|--|
| 対 象 者 | 下記「事業の内容」のとおりです。 | | |
| 予 算 額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○制度概要</p> <p>1 地震・津波により被災した自動車 地震又は津波により被災した自動車の代わりに自動車（以下、「代替自動車」といいます。）を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。</p> <p>2 原子力災害により被災した自動車</p> <p>(1) 対象区域内自動車に係る自動車税の特例 東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内（以下、「対象区域内」といいます。）に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合などは、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。</p> <p>(2) 対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免 東日本大震災における原子力災害により、対象区域内に放置期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税の減免を受けることができます。</p> <p>(3) 原子力災害により被災した自動車の代替自動車取得についての非課税措置 対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりに自動車（以下、「代替自動車」といいます。）を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税（代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除）となります。</p> | | |
| 申請方法等 | 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 電話番号 | 県北地方振興局県税部 024-523-0051 県中地方振興局県税部 024-935-1261 県南地方振興局県税部 0248-23-1519 会津地方振興局県税部 0242-29-5261 南会津地方振興局県税部 0241-62-5213 相双地方振興局県税部 0244-26-1127 いわき地方振興局県税部 0246-24-6025 総務部税務課 024-521-7070 | |

| ⑤ 軽油引取税 | | | |
|---------|---|------|--|
| 対象者 | 下記「事業の内容」のとおりです。 | | |
| 予算額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | ○制度概要 特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、東日本大震災などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。 | | |
| 申請方法等 | 「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。 なお、申請期限は、納期限までです。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 024-523-0021 024-935-1261 0248-23-1519 0242-29-5261 0241-62-5214 0244-26-1127 0246-24-6037 024-521-7205 |

| ⑥ 復興産業集積区域に係る県税の課税免除 | | | |
|----------------------|---|------|--|
| 対象者 | ※次の①と②の要件を満たす必要があります。 ①認定地方公共団体による指定を受けた個人事業者又は法人 ②認定復興推進計画に定められた対象業種を行う個人事業者又は法人 | | |
| 予算額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | ○制度概要 認定地方公共団体の指定を受けた事業者（指定事業者）が、復興産業集積区域内において、一定の事業用の施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物）を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。 | | |
| 申請方法等 | 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 024-523-4698 024-935-1251 0248-23-1517 0242-29-5251 0241-62-5214 0244-26-1126 0246-24-6032 024-521-7068 |

| ⑦ 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除 | | | |
|-------------------------|---|------|--|
| 対 象 者 | ※次の①と②の要件を満たす必要があります。 ①避難解除等区域復興再生事業実施計画について県の認定を受けた個人事業者又は法人 ②避難指示対象区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて県の確認を受けた個人事業者又は法人 | | |
| 予 算 額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | ○制度概要 企業立地促進区域（新規事業者）及び避難解除区域等（既存事業者）内において、一定の事業用の施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物）を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。 | | |
| 申請方法等 | 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 024-523-4698 024-935-1251 0248-23-1517 0242-29-5251 0241-62-5214 0244-26-1126 0246-24-6032 024-521-7068 |

| ⑧ 県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長 | | | |
|----------------------|--|------|--|
| 対 象 者 | 県税の納税義務者 | | |
| 予 算 額 | — 千円 | | |
| 事業の内容 | <p>○制度概要</p> <p>(1) 減免 災害その他やむを得ない理由に該当する場合、申請により県税が減額または減免されることがあります。(なお、減免の要件及び範囲は、県税の種類によって異なります。)</p> <p>(2) 徴収猶予 災害その他やむを得ない理由により、税金を一時に納付できないと認められる場合には、申請により徴収が1年以内(最長2年まで)猶予されます。</p> <p>(3) 納期限等の延長 災害その他やむを得ない理由により、納期限までに申告や納税などができないとき、申請により期限が延長されます。</p> | | |
| 申請方法等 | 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。 | | |
| 問い合わせ先 | 県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 | 電話番号 | 0 2 4 - 5 2 3 - 4 7 8 9 0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 3 5 0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 2 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 3 5 0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 2 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 3 0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 2 4 0 2 4 - 5 2 1 - 7 0 7 0 |

各種相談窓口

国等との連携により、住宅全般、放射線、原子力損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。

(一部再掲、他団体等設置のものを含む。)

| 内容 | 連絡先 (TEL) | 設置場所 |
|-----------------------------|---|---|
| ◆災害（支援）に関する相談 | | |
| 放射線に関する問い合わせ窓口 | 0120-988-359 | 原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 ※年末年始を除く (8時30分～18時15分：平日) |
| 放射線被ばくの健康相談窓口 | 043-290-4003 | (8時30分～12時：土日・祝日) (国研)放射線医学総合研究所 (13時～16時：火・金 ※祝日は除く) |
| 被災者を対象とした無料法律相談窓口 | (福島) 024-534-1211 (郡山) 024-925-6511 (いわき) 0246-25-0455 | 県弁護士会 (相談窓口) (14時～16時：平日) |
| | 0120-078-309 | 法テラス (相談窓口) (9時～21時：平日、9時～17時：土曜) |
| 原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 | 024-521-8216 024-523-1501 | 福島県原子力損害対策課 (相談窓口) (8時30分～17時15分：平日) ※毎週水曜日の13時～17時は弁護士による電話法律相談 |
| | 0120-013-814 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (情報提供) (10時～17時：月～土、年末年始を除く) |
| 原子力損害賠償の請求手続き全般等の問い合わせ窓口 | 0120-926-404 0120-993-724 0120-926-596 0120-722-251 (FAX) | 東京電力(株)相談窓口 (9時～21時：毎日) 原子力損害賠償全般に関する問い合わせ 自主的避難等に関する問い合わせ 土地・建物・家財に関する問い合わせ 耳が不自由な方へのFAXによる問い合わせ |
| 相談に対する総合相談窓口 (適切な窓口への案内が中心) | 024-573-2731 | (一社) ふくしま連携復興センター 「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」 (毎週月・水・金 10時～17時 (祝祭日休み)) |
| 被災者の帰還・生活再建に関する相談 | 0120-303-059 | 福島県 生活拠点課 被災者のくらし再建相談ダイヤル (平日 9時～17時) |

各種相談窓口

| ◆医療・福祉に関する相談 | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|---|
| 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】 | | |
| 医療機関に関する相談 | 024-521-7221 | 福島県 地域医療課 |
| 障がい者に関する各種相談（障がい者110番） | 024-528-7110 | 障がい者社会参加推進センター （9時30分～17時：平日） |
| 高齢福祉に関する相談 | 024-521-7163 | 福島県 高齢福祉課 |
| 高齢者に関する各種相談 | 024-524-2225 | 高齢者総合相談センター 一般相談（9時～17時：平日）、専門相談（予約制） |
| 認知症に関する相談（症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等） | 024-522-1122 | 認知症コールセンター （10時～16時：平日） |
| 認知症に関する相談（早期診断・早期対応の相談窓口） | 080-6026-3098 | 認知症疾患医療センター 総合病院福島赤十字病院 （9時～16時：月～金） |
| | 024-983-5529 | 星総合病院 （9時～17時：月～土（木曜の午後・第3木曜除く）） |
| | 0242-29-3808 | 竹田総合病院 （8時30分～16時30分：月～金） |
| | 0246-39-2201 | 舞子浜病院（8時30分～17時：月～金） |
| 介護保険に関する相談 | 024-521-7745 | 福島県 介護保険室 |
| 国民健康保険に関する相談 | 024-521-7203 | 福島県 国民健康保険課 |
| 後期高齢者医療制度に関する相談 | 024-528-9025 | 福島県後期高齢者医療広域連合 |
| 児童福祉に関する相談 | 024-534-5101 | 福島県 中央児童相談所 |
| | 024-935-0611 | 〃 県中児童相談所 |
| | 0242-23-1400 | 〃 会津児童相談所 |
| | 0246-28-3346 | 〃 浜児童相談所 |
| こころの健康に関する相談（精神的な悩みや問題等） | 024-531-6522 | ふくしま心のケアセンター |
| | 0570-064-556 | 福島県 精神保健福祉センター （9:00～17:00：平日） （県外からは 024-535-5560 へおかけください。） |
| | 024-534-4300 | 福島県 県北保健福祉事務所 |
| | 0248-75-7811 | 〃 県中保健福祉事務所 |
| | 0248-22-5649 | 〃 県南保健福祉事務所 |
| | 0242-29-5275 | 〃 会津保健福祉事務所 |
| | 0241-63-0305 | 〃 南会津保健福祉事務所 |
| | 0244-26-1132 | 〃 相双保健福祉事務所 |
| | 024-924-2163 | 〃 郡山市保健所 |
| 0246-27-8557 | 〃 いわき市保健所 （以上、8機関8時30分～17時15分：平日） | |

各種相談窓口

| | | |
|---|--|---|
| <p>こころの健康に関する 相談（精神的な悩みや 問題等）</p> | <p>024-536-4343 0120-279-226 0120-279-338</p> | <p>福島いのちの電話 （10時～22時：土日含む） よりそいホットライン（福島・宮城・岩手県に 居住している方） よりそいホットライン（3県以外に居住してい る方）</p> |
| <p>女性の相談に関する 窓口</p> | <p>024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-279-338 0243-23-8320 0120-207-440</p> | <p>女性のための相談支援センター （9～21時） 福島県 県北保健福祉事務所 〃 県中保健福祉事務所 〃 県南保健福祉事務所 〃 会津保健福祉事務所 〃 南会津保健福祉事務所 〃 相双保健福祉事務所 （以上、6機関 8時30分～17時15分：平日） よりそいホットライン（24時間） ※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相 談に繋がります。（全国フリーダイヤル） 男女共生センター（月曜日休館） 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時 【男性相談員による相談】 火 17～20時 女性のための電話相談・ふくしま 祝日を除く月～金 10～17時 （全国フリーダイヤル）</p> |
| <p>青少年に関する相談</p> | <p>024-546-0006</p> | <p>福島県青少年総合相談センター 祝日を除く火～土 9時30分～17時30分</p> |
| <p>ひきこもりに関する 相談</p> | <p>024-546-0006</p> | <p>福島県ひきこもり支援センター 祝日を除く火～土 9時30分～17時30分</p> |

各種相談窓口

| ◆生活に関する相談 | | |
|---------------------------|------------------------------|---|
| 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】 | | |
| 教育に関する相談 | 024-521-7759 024-521-7755 | 福島県教育庁 教育総務課 |
| 県外に避難している小・中学校の教育に関する相談 | 024-521-7761 024-521-7772 | 福島県教育庁 義務教育課、高校教育課 ※福島県内の小・中学校への転学や高校進学など教育に関する相談窓口や情報提供元のご案内等 |
| 文化財に関する相談 | 024-521-7787 024-534-9193 | 福島県教育庁 文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館) |
| 生活福祉資金に関する相談 | 024-523-1250 | (社福) 福島県社会福祉協議会 |
| 義援金に関すること | 024-521-7322 | 福島県 社会福祉課 |
| 生活保護に関する相談 | 024-534-4301 | 福島県 県北保健福祉事務所 |
| | 0248-75-7813 | 〃 県中保健福祉事務所 |
| | 0248-22-5483 | 〃 県南保健福祉事務所 |
| | 0242-29-5281 | 〃 会津保健福祉事務所 |
| | 0241-63-0307 | 〃 南会津保健福祉事務所 |
| | 0244-26-1136 | 〃 相双保健福祉事務所 |
| | 024-535-1111 | 福島市福祉事務所 |
| | 0242-39-1292 | 会津若松市福祉事務所 |
| | 0248-22-1111 | 白河市福祉事務所 |
| | 0248-88-8113 | 須賀川市福祉事務所 |
| | 0241-24-5228 | 喜多方市福祉事務所 |
| | 0244-37-2205 | 相馬市福祉事務所 |
| | 0243-55-5111 | 二本松市福祉事務所 |
| | 0247-81-2273 | 田村市福祉事務所 |
| | 0244-24-5243 | 南相馬市福祉事務所 |
| | 024-575-1264 | 伊達市福祉事務所 |
| | 0243-24-5372 | 本宮市福祉事務所 |
| | 024-924-2611 | 郡山市福祉事務所 |
| | 0246-22-7459 | いわき市平地区保健福祉センター |
| | 0246-54-2111 | いわき市小名浜地区保健福祉センター |
| 0246-63-2111 | いわき市勿来・田人地区保健福祉センター | |
| 0246-43-2111 | いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター | |
| 0246-27-8693 | いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター | |
| 0246-32-2114 | いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター | |
| 0246-83-1329 | いわき市小川・川前地区保健福祉センター | |

各種相談窓口

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など) | 024-521-7070 024-521-7069 024-523-4789 024-935-1235 0248-23-1512 0242-29-5235 0241-62-5212 0244-26-1123 0246-24-6024 | 福島県 税務課 〃 福島県 県北地方振興局県税部 〃 県中地方振興局県税部 〃 県南地方振興局県税部 〃 会津地方振興局県税部 〃 南会津地方振興局県税部 〃 相双地方振興局県税部 〃 いわき地方振興局県税部 |
| 消費に関する相談 | 024-521-0999 | 福島県 消費生活センター (平日 9 時～18 時 30 分) |
| 英語・中国語による相談 | 024-524-1316 | (公財) 福島県国際交流協会 受付時間 9 時～17 時 (火～土) |
| 公害に関する相談 (大気) | 024-521-7261 | 福島県 水・大気環境課 |
| 公害に関する相談 (水・土壌) | 024-521-7258 | 福島県 水・大気環境課 |
| 一般廃棄物・し尿処理に関する相談 | 024-521-7249 | 福島県 一般廃棄物課 |
| 産業廃棄物、不法投棄に関する相談 | 024-521-7264 | 福島県 産業廃棄物課 |
| 被災者の住宅に関する相談 (県内) | 024-521-7698 | 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日 9 時 00 分～17 時 00 分) |
| 応急危険度判定から復旧までの相談 | 024-521-4033 | (一社) 福島県建築士事務所協会 (平日 8 時～17 時) <u>※相談には費用がかかります。</u> |
| 住宅再建支援 (県の支援事業) に関する相談 | 024-521-7528 | 福島県 建築指導課 |
| 不動産などの登記や戸籍の相談 | 024-534-1111 | 福島地方法務局 |
| 人権に関する相談 | 0570-003-110 0120-007-110 | 法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 1 1 0 番 子どもの人権 1 1 0 番 (通話料無料、IP 電話は接続不可) |

各種相談窓口

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|--|
| 性犯罪に係る被害の申告や相談 | (コマルミナソニ) 0120-503732 | 福島県警察本部 捜査第一課 (平日 9 時～17 時。但し、不在の場合には、留守電に伝言をお願いします。) |
| 行方不明者に関する相談 | 024-522-2151 (内線 3056) | 福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分) |
| 震災による行方不明者の捜索に関する相談 | 024-522-2151 (内線 5796 5797) | 福島県警察本部 災害対策課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分) |
| 警察安全相談窓口 | #9110 024-525-3311 | 福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (平日 9 時～17 時) |
| 震災特例旅券の問い合わせ窓口 | 024-525-4032 | 福島県パスポートセンター |

◆経営・労働に関する相談

【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】

| | | |
|-------------------------|------------------------------|---|
| 経営に関する相談 | 024-525-4039 024-954-4161 | (公財)福島県産業振興センター (公財)福島県産業振興センター 「よろず支援拠点」 |
| 中小企業等の二重債務に関する相談 | 024-573-2561 | 福島県産業復興相談センター |
| 避難先での事業再開や経営上の悩みに関する相談 | 024-954-4162 | (公財)福島県産業振興センター郡山事務所 「避難事業者等支援拠点」 |
| 特定地域中小企業特別資金に関する相談 | 024-525-4019 | (公財)福島県産業振興センター |
| 被災中小企業施設・設備整備支援事業に関する相談 | 024-525-4075 | (公財)福島県産業振興センター |
| 労働に関する相談 | 0120-610-145 | 福島県 雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9時～16時) |

各種相談窓口

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 就職に関する相談 (就職相談・職業紹介) | 024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 (調整中) | ふくしま生活・就職応援センター (月～土：10時～19時) [郡山事務所] [白河事務所] [会津若松事務所] [南相馬事務所] [いわき事務所] [広野事務所] |
| | 024-525-0047 03-3214-9009 | ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (福島窓口) (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (東京窓口) (月～土：10時～18時) |
| (看護職の就業に関する相談) | 024-934-0500 | 福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分 土日祝日除く) |
| (介護施設等への就業に関する相談) | 024-526-0045 | (社福) 福島県社会福祉協議会 |
| 創業に関する相談 | 024-525-4048 | 福島駅西口インキュベーションルーム (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応 |
| 生活衛生営業に関する 融資・経営相談 | 024-525-4085 | (公財) 福島県生活衛生営業指導センター |

◆農林水産業に関する相談

024-521-7319 福島県 農林企画課
【受付時間：8時30分～17時15分(平日)】

◆国・県が管理する道路などに関する相談

【受付時間：8時30分～17時15分】

| | | |
|-----------------------------------|--------------|------------------------|
| 国管理道路(国道4号、6号、13号、49号) | 024-546-4331 | 国土交通省 福島河川国道事務所(平日) |
| 県管理道路に関する 相談(上記以外の国道、 県道など) | 024-521-9820 | 福島県 道路管理課(平日) |